

第2次滋賀県防災プラン

令和7年(2025年)3月
滋 賀 県

目 次

第1章 基本事項

1	基本理念	1
2	プランの位置づけ	2
3	過去の災害	2
4	これまでのプランの経緯	3
5	他計画との関係	5
6	実行の柱	6
7	計画期間	7
8	プランの推進(PDCA)	7
9	SDGs・MLGs の目標達成への貢献	7

第2章 実行計画

実行1:	生き延びるための事前防災	8
(1)	生き延びるため自助の推進～県民に寄り添ったリスク情報の発信～	
(2)	災害に強い地域づくり	
(3)	高齢化、人口減少、過疎化等をふまえた、迅速な復旧・復興	
実行2:	災害時要配慮者や多様なニーズに配慮した避難支援	28
(1)	災害時要支援者等に対する避難生活支援	
(2)	多様なニーズに配慮した避難支援	
(3)	帰宅困難者対策	
実行3:	災害時の輸送ネットワークの確保	44
(1)	早期道路啓開に向けた取組	
(2)	災害発生時における交通集中対策	
(3)	陸路以外の輸送手段の確保	
実行4:	受援力・災害対応力の強化	50
(1)	災害対策本部機能の効率化・強化	
(2)	受援力の強化	
(3)	災害時における代替機能の確保	
実行5:	ひとづくり、つながりづくり	61
(1)	職員等災害対応力の向上	
(2)	協定団体との連携強化	
(3)	県民とのつながり(情報発信)	
(4)	災害ボランティアの活動環境の整備・連携強化	
実行6:	災害に強いライフラインづくり	72
(1)	ライフラインの耐震化および早期復旧に向けた体制づくり	
(2)	災害に強い県土づくり	

参考資料

1 防災プランに関連する滋賀県国土強靭化地域計画に掲載されている業績指標	86
2 用語説明	87

第1章 基本事項

1 基本理念

このプランの基本理念は、次のとおりとします。

平時から、災害発生に備え、県民、地域、企業・団体、行政等あらゆる主体が日頃から継続的に「当事者力(自助)」、「地域力(共助)」、「行政力(公助)」を強化します。

災害時には、これらの力を発揮するために、まず「生き延びる」ことを重視します。

また、これらの力を結集し、多様な主体が連携した強固な体制のもとで災害対応を行い、一人ひとりの被災者に寄り添った合理的配慮を提供します。

2 プランの位置付け

このプランは、「滋賀県地域防災計画」に基づき実施する防災対策のアクションプラン(実行計画)であり、全国各地で発生した過去の風水害、土砂災害、地震災害などの大規模災害を教訓として、今後、重点的に取り組む防災対策について、その基本的な考え方やスケジュールを定めます。

3 過去の災害

《近年発生した大規模災害の課題と教訓》

- 令和3年(2021年)7月1日～ 静岡県熱海市土石流災害
 - ・伊豆諸島で線状降水帯が発生し、東海地方から関東地方南部を中心に断続的に雨が降り、静岡県の複数の地点で72時間降水量の観測史上1位の値を更新した。
 - ・この大雨により熱海市では大規模な土石流が発生し、死者27名、行方不明者1名、負傷者4名、住家被害は98棟に及んだ。
 - ・盛土が崩壊し土石流が発生したこと、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していることを踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正する(通称、「盛土規制法」)契機となった。
- 令和4年(2022年)7月の大雨等による災害
 - ・日本海を東進する低気圧と前線に向かって流れ込む暖かく湿った空気により大気の状態が非常に不安定となり、滋賀県では記録的な大雨となった。
 - ・近江八幡市では、昼前から急激に雨が強まり、12時18分に「記録的短時間大雨情報」が発表された。
 - ・この大雨により、鉄道をくぐる地下道(アンダーパス)や低い道路で冠水被害が発生。近江八幡市のアンダーパスで 72 歳の女性が溺死、各所で通行止めが発生した。また、床上・床下浸水などの被害も発生した。
- 令和4年(2022年)8月の大雨等による災害
 - ・北海道地方や東北地方および北陸地方を中心に記録的な大雨となった。
 - ・青森県や新潟県では、土石流等による被害が発生したほか、14道県において国・道県管理の132河川で氾濫し、浸水被害が発生した。
 - ・滋賀県においても、長浜市付近で1時間に約90ミリの猛烈な雨を解析し、気象庁は記録的短時間大雨情報を発表した。
 - ・この大雨により、姉川や高時川で水位が上昇。高時川では川合地先で氾濫し、床上・床下浸水や、道路の通行止めなどの被害が発生した。
 - ・氾濫の発生した集落では、高時川の水位が予め地域で決めた基準に達したことから、市の避難情報の発令を待たず、早めの避難を完了し、人的被害の発生を防ぐことができた。

・滋賀県は被災者生活再建支援制度を適用し、長浜市とともに被災者の支援を行ったが、罹災証明書の発行や家被害認定調査業務を迅速に実施し、円滑に住宅の復旧が進むよう、日頃からの備えが課題となった。

○ 令和6年(2024年)1月1日 令和6年能登半島地震

- ・令和6年1月1日16時10分に石川県能登地方を震源とする最大震度7を観測する地震が発生した。
- ・死者(災害関連死を含む。)508名、住家の全壊・半壊が29,797棟(令和7年1月28日時点)という多くの人命や家屋等への甚大な被害のほか、ライフライン等への多大な被害をもたらした。
- ・多数の被災者が避難を余儀なくされ、避難者数は最大5万人以上、開設した避難所数は最大1,500以上にも及んだ。
- ・被災地の状況把握や被災地への進入・活動の困難性、過疎地域かつ高齢者等の要配慮者への対応、被災地支援活動拠点等の確保困難性、積雪寒冷対策、インフラ・ライフラインの復旧に時間をおいたこと等に伴う影響が課題となった。

○ 令和6年(2024年)8月8日 日向灘の地震に伴う「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」発表を受けての防災対応

- ・令和6年8月8日16時42分に宮崎県日南市を震源とする最大震度6弱を観測し、運用開始以降初の「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表された。
- ・日頃からの臨時情報の周知・広報や、国からの呼びかけに伴う自治体や事業者などの各主体における防災対応が課題となった。

○ 令和6年(2024年)9月 奥能登豪雨

- ・東北地方から西日本にかけての広い範囲で雷を伴った大雨となった。石川県能登では線状降水帯による猛烈な雨が降り、1時間降水量や3時間降水量などが観測史上1位の値を更新した。
- ・この大雨による被害は、死者14名、負傷者47名、住家被害は414棟に及んだ。
- ・能登半島地震からの復旧・復興の途上である災害であったことから、複合災害への支援のありかたが課題となった。

4 これまでの防災プランの経緯

- 琵琶湖西岸断層帯等による直下型地震や東南海・南海地震の発生を想定し、滋賀県地域防災計画(震災対策編)の実行計画である「滋賀県地震防災プログラム(第1次:H15~24、第2次:H26~29)」を策定し計画的に地震対策を実施してきました。
- 「滋賀県地震防災プログラム(第1次、第2次)」では、3つの基本施策を柱に各種の地震対策を実施してきました。
- その後、平成28年4月熊本地震の教訓を踏まえ、「滋賀県地震防災プラン(H30~R

2)」を策定し地震対策を実施してきました。

- 「耐震化等の必要な基盤整備」については、防災上特に重要な県有施設の耐震化が令和2年度末で99.5%が完了であるほか、県営住宅の耐震化が100%完了となりました。
- 「滋賀県地震防災プラン」では、7つの実行を柱に各種の防災対策を実施してきました。
- 人的・物的支援を効率的かつ効果的に受けることができるよう滋賀県受援計画の策定や市町の受援計画策定を支援してきました。
- 防災士の養成など防災に関する様々な研修や自主防災組織に対する支援を行うとともに、迅速、的確な災害応急対策を実施できるよう、職員の防災意識・災害対応能力の向上を図ることなど取り組んできました。
- 令和2年度には新型コロナウイルス感染症が蔓延したことから「新型コロナ感染症対策のための避難所運営ガイドライン」を作成し、関係者を対象に研修や訓練を実施しました。

《滋賀県防災プラン(R3～R6)に基づく取組》

- 近年発生している風水害への対策や、新型コロナウイルス感染症の蔓延による複合災害への対応も踏まえた取組内容を計画に盛り込み、「滋賀県防災プラン」(R3～R6)として策定し、7つの実行を柱に防災対策を実施しました。
- 災害発生時に被害が集中している高齢者や障害者の個別避難計画や社会福祉施設の避難確保計画の策定支援をしました。
- 社会活動に大きな影響を与えた大規模停電に備えた重要インフラ確保のための予防対策として、電気・通信事業者と覚書を締結し、大規模停電や通信障害の早期解消を図る体制を整えました。
- 各実行項目における取組の成果や今後の課題等の総括は次のとおりです。

【実行1】受援体制の整備をはじめ市町等多様な団体・組織と連携を強化します

民間団体との協定締結や訓練の実施、災害ボランティアセンター機動運営訓練など、多様な団体との連携強化を図ることができた。引き続き、訓練や意見交換などを通じ協定内容の見直しを行うなど実効性を高める必要がある。

【実行2】寄り添い型・協働型避難者支援を実現します

「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン」により市町に感染症対策の実施を促すとともに、女性消防団などを対象とする研修を行い、避難所運営に女性の視点を取り入れた。引き続き、市町とともに多様なニーズへの配慮や避難所の環境改善等に取り組む必要がある。

【実行3】要配慮者へ合理的配慮を提供します

避難行動要支援者の個別避難計画や社会福祉施設の避難確保計画の策定を支援した。災害時に確実に避難できるよう、訓練等を通じて計画の実効性を高めるとともに、市町と連携し福祉避難所の確保に努める必要がある。

【実行4】被災者の生活再建を支援します

被災者の生活再建がより早期に進むよう、被害認定業務等に従事する人材育成や、各種支援制度の説明会などを行った。能登半島地震では迅速な被害認定調査や罹災証明の発行が重要であることを再認識した。

【実行5】大規模停電に備えた対策を進めます

電気・通信事業者と覚書を締結し、大規模停電や通信障害の早期解消を図る体制を整えた。引き続き訓練を実施し、関係機関との連携強化を図る必要がある。

【実行6】当事者力・地域力を高めます

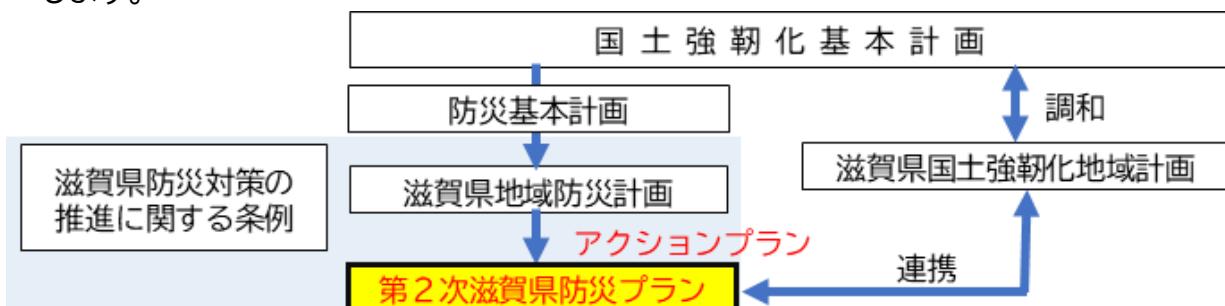
防災士や地区防災計画策定アドバイザーの育成などを進めてきたが、今後は、アドバイザー等が地域防災の場で活躍できる環境の整備を行う必要がある。

【実行7】ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高めます

訓練等を通じ災害対策本部の強化を進めてきたが、能登半島地震をふまえた体制強化や職員の災害対応力の向上が必要。また、緊急輸送道路の橋梁耐震化等、ハード対策を継続する必要がある。

5 他計画等との関係

- このプランは、「滋賀県地域防災計画」に基づき実施する防災対策のアクションプラン（実行計画）です。
- 県では、平成15年度以降、「滋賀県地震防災プログラム」、「滋賀県地震防災プラン」に基づき、建築物の耐震化等を中心とした様々な地震対策を推進しました。令和3年度からは「滋賀県防災プラン」により風水害、土砂災害等を含む防災対策全般を推進し、一定の成果を収めてきたところです。
- このプランでは、これまでの取組を継承するとともに、令和7年3月に制定された「滋賀県防災対策の推進に関する条例」に則り、防災対策全般を対象に取組を推進します。
- 強くしなやかな国民生活の実現を図るために防災・減災等に資する国土強靭化基本法第13条の規定に基づく「滋賀県国土強靭化地域計画」との連携を図りながら取組を推進します。



6 実行の柱



このプランは、次の6つの実行を柱とします。

【実行1】生き延びるための事前防災

- ・日頃から、自らの命を守る「自助」の推進、「災害に強い地域づくり」の支援などの事前防災を推進します。

【実行2】災害時要支援者や多様なニーズに配慮した避難支援

- ・個別避難計画の実効性確保や、災害関連死の防止に向けた避難所の環境改善など、多様なニーズに配慮した避難支援を市町と連携して行います。

【実行3】災害時の輸送ネットワークの確保

- ・道路が寸断した際は、道路啓開により早期の通行確保に努めるとともに、湖上輸送など陸路以外の輸送手段も活用して、人やモノを届けます。

【実行4】受援力・災害対応力の強化

- ・大規模災害発生時、適切に災害対応に従事できる体制を整えるとともに全国からの支援を被災者に届けられる受援力を高めます。

【実行5】ひとつづくり、つながりづくり

- ・研修や訓練を通じて職員の災害対応力の向上や、民間団体との連携を強化します。また、災害発生時に生き延びるための情報発信を行います。

【実行6】災害に強いライフラインづくり

- ・ライフラインの被災やその影響を低減するため、道路ネットワークの整備や緊急輸送道路の橋梁・上下水道施設の耐震化等を進めます。

7 計画期間

- このプランの計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

8 プランの推進

- このプランは、PDCAサイクルにより見直しを行い、効果や実効性を確保します。
- このプランの推進にあたっては、実効性を最大限に発揮されるよう、国、市町、防災関係機関その他様々な団体と連携します。

9 SDGs・MLGsの目標達成への貢献

- SDGs(持続可能な開発目標)は、平成 27 年(2015 年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で設定された 2030 年を年限とする国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17 のゴール(目標)と 169 のターゲットが定められています。本県は持続可能な滋賀の実現を目指すとともに、SDGsの達成を目指しています。
- このプランでは総合的な災害リスク管理を策定し実施するSDGsの 11 番目「住み続けられるまちづくりを」をはじめとした目標の達成を目指します。

《主な関連するゴール》

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- MLGs(マザーレイクゴールズ)は、「琵琶湖」を切り口とした 2030 年の持続可能社会へ向けた目標となっており、琵琶湖版の SDGs として、2030 年の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖を切り口として独自に 13 のゴールを設定しています。
- このプランでは MLGsの8番目「気候変動や自然災害に強い暮らしに」を目標の達成を目指します。

《主な関連するゴール》



第2章 実行計画

実行1

生き延びるための事前防災

【背景】

琵琶湖西岸断層帯を震源とする大規模地震などが発生すると、甚大な被害が発生するとともに、支援を行う自治体自身も被災し、地域が必要と考えている「公助」による人的・物的支援が被災者に届くまでに時間を要する可能性がある。特に発災直後の「公助」は、極めて困難な状況であることを認識しておく必要がある（出典：令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書））。

行政・地域・住民がこの認識を共有し、一人ひとりが災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、「自らの命は自らが守る」「地域住民で助け合う」という意識を持ち、いざという時に迅速かつ適切な避難行動が取れるように、また、避難生活の長期化に備え、日頃から備えておくことが重要である。行政は、これらの行動に繋がる適切かつタイムリーな情報発信、地域や住民の防災活動を支援するとともに、子どもの頃から必要な防災知識や主体的な防災行動を身に付けることができるよう、実践的な防災教育を県内に展開していく必要がある。



※地区防災計画策定に係る発表会(湖南市三雲区)

個別事項	項目数
(1) 生き延びるための自助の推進 ～県民に寄り添ったリスク情報の発信～	7
(2) 災害に強い地域づくり	6
(3) 高齢化、人口減少、過疎化等をふまえた、迅速な復旧・復興	6
計	19

(1) 生き延びるための自助の推進～県民に寄り添ったリスク情報の発信～

<目指す姿>

災害リスク情報の周知やリアルタイム情報の発信、防災教育を通じて、災害時にすべての県民が迅速かつ適切に対応できる防災意識を持ち、事前の備えがなされています。

①地震リスクに関する情報提供

担当:防災危機管理局

【課題】

琵琶湖の周りに多く分布する活断層により発生する直下型地震や南海トラフ地震が県内に甚大な被害をもたらすことが懸念されている。

このため、科学的知見や社会状況を踏まえて想定される地震被害に基づき、地震リスクを県民に周知・啓発を行い、自助を促す必要がある。

『取組目標:地震に関する出前講座の実施回数(10回以上/年)』

<取組内容>

- 最新の科学的知見や社会状況の変化を踏まえ、地震被害想定の見直しを行い、各種計画・施策に反映するとともに、被害想定の内容を踏まえた訓練を実施する。
- 県民や企業等に出前講座を行うほか、様々な媒体や機会を活用して周知・啓発する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) 生き延びるための自助の推進～県民に寄り添ったリスク情報の発信～				
地震リスクに関する情報提供				
	出前講座による周知・啓発(随時)			
情報収集		防災情報マップへの反映		
地震被害想定の見直し			被害想定の内容を踏まえた訓練を実施	
		各種計画・施策への反映		

②原子力防災知識の普及

担当:防災危機管理局

【課題】

原子力災害時に五感で感じることのできない放射線から身を守る正しい行動をしてもらえるよう、出前講座、セミナー、研修会等のリスクコミュニケーション活動を通じて知識を普及する必要がある。



『取組目標:受講者による適切な避難行動の理解度 90%』

<取組内容>

- 住民、行政職員向けの出前講座、放射線・原子力防災セミナー等を実施し、住民または関係者に対する知識伝達を行う。
- リスクコミュニケーション研修会を開催し、住民に接する行政職員のリスクコミュニケーション能力技能の向上を図る。
- 放射線測定実験など放射線が「見える」出前講座メニューを教員に周知し、学校における授業支援を行う。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) 生き延びるための自助の推進 ~県民に寄り添ったリスク情報の発信~				
原子力防災知識の普及				
原子力防災に係る出前講座、セミナー、研修会の開催				
●	●	●	●	●

③外国人県民への防災知識の普及

担当:防災危機管理局

国際課

【課題】

災害時には、言語や文化、慣習等の違いから、必要な情報の入手や避難生活などにおいて、様々な困難に直面することが予想される。このため、防災知識の普及・啓発や関係機関の連絡体制の整備、災害時の情報提供のほか、外国人に対するきめ細やかな避難支援等を行うことが求められる。今後は、地域防災の強化のため、「共助」の担い手としての視点も加え、啓発や地域の防災訓練を行うことが求められている。

『取組目標:定期的な情報発信の実施』

<取組内容>

- 滋賀県国際協会のホームページや外国人向けの生活情報紙を通じて、平時から防災に関する情報発信を推進する。
- 多言語ツールを活用して周知・啓発を行うとともに、防災訓練等への参加を促す。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) 生き延びるための自助の推進 ~県民に寄り添ったリスク情報の発信~				
外国人県民への防災知識の普及				
		防災情報発信の推進		→

④防災教育の推進

担当:防災危機管理局

流域政策局

保健体育課 他

【課題】

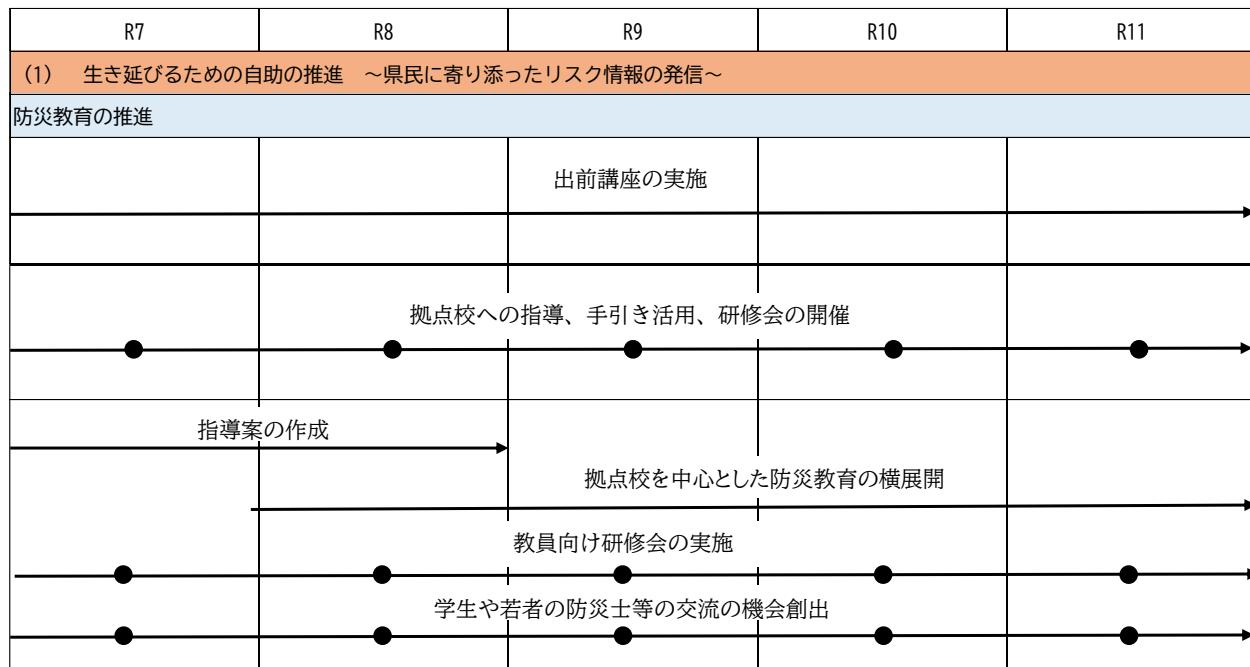
県民に、水害・土砂災害情報の把握や、正しい理解により、いざという時に迅速かつ適切な避難行動につなげることが重要である。また、本県の防災教育実施率は全国平均を下回っているため、市町や学校への防災教育の指導を行うとともに、保護者や地域と連携し、様々な設定での避難訓練を増やすための啓発が必要である。将来世代への防災教育は重要であり、教員への支援を通じて学校での防災教育を推進・充実させることが求められている。

『取組目標:教員向けの研修会を毎年度開催し、取組事例を共有する』

<取組内容>

- 水害・土砂災害リスク等をより分かりやすく伝え、住民の理解を促進するために出前講座を実施する。
- 「滋賀県学校防災手引き」を活用した防災教育の展開を促す。
- 研修会で防災教育拠点校の取組や地域防災の在り方、避難訓練の工夫について講習する。
- 防災教育に関する指導案を作成し、これを用いた教員向け研修会を実施する。
- 社会科や理科などの授業で活用できる滋賀県のリスク情報や災害履歴等にかかる素材について、学校教育担当課と連携し、研修会等を通じて教員に提供する。
- 学生や若者の防災士等の交流の場を設け、防災活動の担い手としての意識を醸成する。

●年次計画



⑤風水害・雪害時の雨量・河川水位、通行規制等のリアルタイム情報、備えを促す情報の発信

担当:防災危機管理局
流域政策局
道路保全課

【課題】

本県では、滋賀県土木防災情報システムにより、河川水位・雨量等の防災情報をリアルタイムで発信している。市町はその情報を住民に周知するとともに、住民が災害発生の恐れがある場合に、確実な避難行動がとれるようにする必要があり、県と市町は、日ごろから防災に関する備えの更なる徹底が求められる。また、当該情報が県民の避難行動に直接結びつきにくい状況にあることから、情報発信手法の強化が必要である。

『取組目標:防災アプリを開発し、情報発信の強化を図る』

<取組内容>

- 市町において河川水位などの防災情報の確認や住民への周知が的確に実施されるよう、県と市町の連携を強化するとともに、出水期明けには毎年振り返りを実施し、さらなる連携強化を実施する。
- スマートフォンのプッシュ通知を活用した新たな『防災アプリ』を開発し、災害リスク情報を含めた防災情報の発信を強化する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) 生き延びるための自助の推進 ~県民に寄り添ったリスク情報の発信~				
風水害・雪害時の雨量・河川水位、通行規制等のリアルタイム情報、備えを促す情報の発信				
出水期明けの振り返りを実施し、県と市町の連携強化を図る				
防災アプリの開発		防災アプリの普及を図る		

⑥住宅の耐震化の支援、感震ブレーカー、耐震シェルターの普及促進

担当:防災危機管理局
建築課

【課題】

大規模地震による住宅の倒壊から命を守る対策が必要となるが、既存住宅の耐震化が十分でないことが課題である。

また、令和6年能登半島地震に伴い発生した大規模火災は、古い木造建築物が密集する地域で地震による停電が解消した後の通電が原因となった可能性が指摘されていることから、感震ブレーカーの普及を積極的に推進するなど大規模地震時の電気火災対策を行う必要がある。



『取組目標:感震ブレーカーの県補助制度活用件数(330件/年)』

<取組内容>

- 「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」に基づき、市町と連携し既存建築物の耐震診断および耐震改修を計画的に促進する。
- 感震ブレーカーや耐震シェルターの設置・普及に向けて県民に対して周知・啓発を行う。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) 生き延びるための自助の推進 ~県民に寄り添ったリスク情報の発信~				
住宅の耐震化の支援、耐震シェルター等の普及促進				
	耐震診断・耐震改修の促進			
感震ブレーカーに係る補助制度 導入に向けた市町との調整	出前講座や県ホームページでの周知・啓発 (感震ブレーカー、耐震シェルター)			
	感震ブレーカー、耐震シェルターの導入支援			

⑦太陽光発電等の普及

【課題】

災害発生時にエネルギー供給が長期間途絶する事態に備え、生活・経済活動に必要最低限のエネルギーを確保する必要がある。

担当:CO2 ネットゼロ推進課

『取組目標:再生可能エネルギー発電設備の設備容量(令和12年度 176.6万kW)』

<取組内容>

- 太陽光発電やエネファーム、蓄電池の導入に対する助成を行い、家庭における自立分散型エネルギー・システムの整備等を促進する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) 生き延びるための自助の推進 ~県民に寄り添ったリスク情報の発信~				
太陽光発電等の普及				
		家庭向け太陽光発電等の導入支援		

(2) 災害に強い地域づくり

<目指す姿>

水害や土砂災害に対する避難体制整備、消防団・自主防災組織の強化がなされるとともに、民間企業や高齢者施設、障害児・者施設におけるBCPが策定されており、災害に強い地域づくりがなされています。

①水害や土砂災害に対する避難体制整備の支援

担当:流域政策局

【課題】

一人一人のかけがえのない生命および身体を守るため、水害・土砂災害への備えを住民等が自主的に行い、自助・共助による適時・適切な避難行動をとるといった、的確な判断および行動が求められる。特に、身近に高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者がいる場合は、避難支援等共助に努める必要がある。

また、要配慮者利用施設においては、施設利用者が迅速に避難行動をとれるよう、あらかじめ避難計画を作成のうえ、実効性を高めるための避難訓練を実施することが重要である。

『取組目標:要配慮者利用施設の避難確保計画の作成や
避難訓練の実施が促進されるよう市町を支援する』

<取組内容>

- 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成や避難訓練の実施が促進されるよう市町を支援する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 災害に強い地域づくり				
水害や土砂災害に対する避難体制整備の支援				

市町を通じた対象施設の計画作成状況等の把握、作成等に必要な支援の実施

②原子力災害時における UPZ 内屋内退避の支援

【課題】

原子力災害時の防護措置として屋内退避指示が出されるが、複合災害等により住民移動ができないときは、屋内退避が長期化する懸念があり、その間、避難者の健康を維持する取組が求められる。

担当:防災危機管理局

『取組目標:屋内退避の解除の要件等についてマニュアル類等への掲載(令和8年度中)』

<取組内容>

- 国の検討結果を踏まえ、屋内退避の解除または避難への切り替え等、屋内退避終了の要件を明確にし、避難者の不安を払拭する。
- 孤立地域における屋内退避に備えた通信環境を確保し、避難者の体調不良への対応や生活支援の充実につなげる。
- 孤立地域における屋内退避に備えた公的備蓄を充実する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 災害に強い地域づくり				
原子力災害時におけるUPZ内 屋内退避対策の強化				
原子力規制委員会が屋内 退避の解除基準等を検討	県の関係計画改定	図上訓練で手順を検証		
	訓練等を通じて調達物品調整	物品調達		

③高齢者施設、障害児・者施設等における BCP の策定支援

担当:医療福祉推進課

障害福祉課

【課題】

社会福祉施設では、自然災害発生時の安全確保と業務継続のための計画策定が重要であり、令和6年度から全ての介護サービス事業者等に計画の策定および訓練の実施が義務付けられたが、単独で計画策定が難しい事業所もあり、実効性向上のため支援が必要。

『取組目標:BCP策定支援のための研修会の実施』

<取組内容>

- 各施設等が策定した BCP の実効性を確保・向上させることを目的に研修会を開催する。
- 指定後に各事業所への訪問を実施(運営指導)しており、その際に BCP が策定されているかを確認しつつ、記載されている避難場所や備蓄状況を併せて確認し、発災時に実行可能となるよう適宜助言を行う。
- 福祉サービス担当者が参集する会議等において、国や県からの資料提供や防災に関する講義を実施する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 災害に強い地域づくり				
高齢者施設、障害児・者施設等におけるBCPの策定支援				
介護事業者向けの研修会を開催				
	→	BCPに係る研修・訓練の実施状況やBCPの更新状況を確認し、BCPの策定支援		→

④災害に強い企業に向けたBCP策定支援

担当:中小企業支援課

【課題】

近年、地震や水害等の自然災害が頻発しており、災害への事前対策の必要性が高まっている。特に、中小企業・小規模事業者の場合は、災害等による操業停止が廃業や倒産に直結する可能性が高いため、BCPの策定による災害への事前対策が必要である。



『取組目標:研修および支援機関の支援を受けてBCPを策定した企業数 5社/年』

<取組内容>

- 研修の開催やBCPのひな形の提供により、BCP の策定・運用を支援する。
- 商工会・商工会議所等の支援機関を通じてBCPの策定・運用を支援する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 災害に強い地域づくり				
災害に強い企業に向けたBCP策定支援				
研修の開催によるBCP策定・運用支援、 支援機関による巡回経営指導等を通じた災害リスクの周知・BCP策定・運用支援				
●	●	●	●	●→

⑤消防団員の確保を通じた地域防災力の充実強化

担当:防災危機管理局

【課題】

消防団は、発災初期における救助や避難誘導など、地域に密着した活動により重要な役割を担っているが、社会情勢の変化に伴い、県内の団員数が減少傾向にある中、消防団員を確保し地域防災力の充実強化につなげる必要がある。

『取組目標:機能別消防団員制度の導入市町数 19市町』

<取組内容>

- 機能別消防団員制度に関する研修の実施を通じて、市町における制度導入と団員確保を促進する。
- 滋賀プラスワン、県SNS、YouTube等の県の各種媒体の活用や大規模イベント等での消防団体験ブースの設置等を通じて消防団活動の魅力を発信し、住民の理解を深める。
- 事業所や大学に協力いただき、「消防団応援の店」「協力事業所表示制度」「学生消防団認証制度」の活用や団活動への理解促進を図る
- 学校における防災教育や子ども向けイベントと連携し、若者や子どもに消防団活動を啓発する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 災害に強い地域づくり				
消防団員の確保を通じた地域防災力の充実強化				
		導入事例紹介、制度説明会実施		
		SNS・動画等で団活動内容の紹介、大規模イベント等での団体PR		
		企業・大学訪問、取組に反映		

⑥自主防災組織の充実強化

担当:防災危機管理局

【課題】

高齢化による地域の担い手不足や、定住者と移住者の二分化による地域コミュニティの希薄化が進んでいる。そのため、地区防災計画の策定や防災訓練などを通じて地域における住民同士の顔の見える関係づくりを推進し、共助の意識を高揚する必要がある。

『取組目標:地区防災計画策定アドバイザーを配置している市町数 19市町』

<取組内容>

- 防災士や地区防災計画アドバイザー等を中心に、地区防災計画の策定ができるよう支援する。
- 地区防災計画策定アドバイザーを育成し、計画策定の推進および計画の継続更新ができるよう、各市町に1名以上のアドバイザーを育成する。
- 地区防災計画アドバイザーの活動報告会を実施し、計画策定にあたってのポイントや現場での学びなどの発表会を行い、アドバイザー同士で機運醸成を図る。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 災害に強い地域づくり				
自主防災組織の充実強化				
アドバイザー育成				
→	フォローアップ研修会		アドバイザー同士の意見交換会・事例発表会	
●	●	●	●	●
	地区防災計画策定アドバイザー派遣			
	→	→	→	→

▼地区防災計画策定アドバイザー育成研修会



▼モデル地区における地区防災計画策定研修会



(3)高齢化、人口減少、過疎化等をふまえた迅速な復旧・復興

<目指す姿>

被災者の住宅確保のための体制や、被災建築物・被災宅地の危険度判定、家屋被害認定、罹災証明証発行を円滑に実施できる体制が構築されています。復旧・復興に向けた事前準備がなされています。

①被災者の住宅確保のための体制整備

担当:住宅課

【課題】

災害時における被災者の住宅確保は、被災者の生活の早期安定を図る上で極めて重要であることから、災害時に県や市町等の関係者が連携し、速やかに応急仮設住宅の供給等に当たれるよう、日頃から体制を整備しておく必要がある。

『取組目標:訓練の実施回数(1回/年)』

<取組内容>

- 発災時に被災者が速やかに住宅を確保できるよう、市町や関係団体等が手順など共通の認識を持つて行動できる「滋賀県応急修理マニュアル」「滋賀県応急仮設住宅供給マニュアル」の浸透を図るとともに、隨時マニュアルの点検を行い、内容の見直しを行う。
- 作成したマニュアルの実効性を高めるため、市町や関係団体等と訓練を行い、訓練内容や課題などをマニュアルの内容に反映する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(3) 高齢化、人口減少、過疎化等をふまえた迅速な復旧・復興				
被災者の住宅確保のための体制整備				
訓練の実施(県関係課)		訓練の実施(市町・関係団体等)		
●	●	●	●	●
各マニュアルの更新・見直し				

②被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定を円滑に実施できる体制づくり

担当:住宅課
建築課

【課題】

大規模災害の発生により、多くの建築物や宅地が被災した場合でも判定活動を実施できるよう判定士の確保が必要である。

『取組目標:各判定士養成講習会の開催回数(1回以上/年)』

<取組内容>

- 被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、判定士を養成する。
- 被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、判定士を養成する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(3) 高齢化、人口減少、過疎化等をふまえた迅速な復旧・復興				
被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定を円滑に実施できる体制づくり				
●	●	●	●	●
	被災建築物応急危険度判定士養成講習会(1回以上/年度)			
●	●	●	●	●
	被災宅地危険度判定士養成講習会(1回/年度)			

③家屋被害認定、罹災証明書発行を円滑に実施できる体制づくり

担当:防災危機管理局
税政課

【課題】

市町は、被災者が支援を受ける際に必要となる、罹災証明書を迅速に発行するため、早急に家屋被害認定業務に取り組み、適切な判定を行う必要がある。そのため、日頃からの研修会の開催により、市町との連携や罹災証明書の発行に向けた体制を整える必要がある。

『取組目標:家屋被害認定調査業務に係る研修会の開催回数(1回/年)』

<取組内容>

- 家屋被害認定調査業務に係る研修会を開催し、調査員の育成やスキルアップを図る。
- 県内市町におけるシステム導入の方向性を検討し、被災者支援システム(罹災証明書発行システム)の導入等を促進する。
- 発災時にWebを活用して説明会や周知を行い、速やかに罹災証明書を発行できる体制を確立する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(3) 高齢化、人口減少、過疎化等をふまえた迅速な復旧・復興				
家屋被害認定、罹災証明書発行を円滑に実施できる体制づくり				
		家屋被害認定調査業務に係る研修会の開催（1回/年度）		
● 他自治体の事例について 情報収集	● 導入の方向性の検討	● 被災者支援システム導入等の促進		● →
→	→	→	→	→

④災害廃棄物処理の体制強化

担当:循環社会推進課

【課題】

災害発生時には、廃棄物処理施設が被災し、稼働できず処理が滞るおそれがある。また、自然発生的にごみが分別されずに集積するのを防いで迅速に処理するため、速やかに仮置場を設置する必要があるが、仮置場候補地の選定が進んでいない市町がある。

災害発生時における本県の災害廃棄物処理の対応能力や連携体制の向上に向けて、引き続き災害廃棄物処理にかかる訓練を実施するとともに、日頃からの災害廃棄物の円滑な処理体制の構築のための施策・取組が必要である。

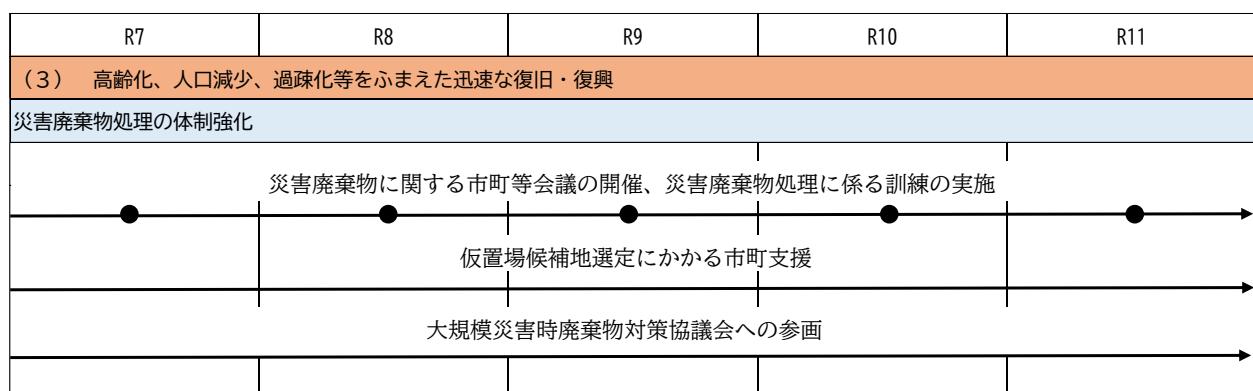


『取組目標: 災害廃棄物処理に係る訓練の実施回数(1回/年)』

〈取組内容〉

- 本県の災害廃棄物処理の実効性を確保するため、図上、実地の訓練を実施するとともに、県域内の連携体制を強化するため、市町、一部事務組合および関係団体と情報共有、意見交換を行う。
 - 市町による早期の仮置場候補地の選定に向けて、市町の支援として専門家の派遣や研修会、訓練などを実施する。
 - 県域を越えた広域処理体制を確保するため、近畿圏、中部圏の両ブロックの大規模災害時廃棄物対策協議会に積極的に参画し、国および各構成自治体との連携体制を強化する。

●年次計画



⑤地籍調査の推進

担当:県民活動生活課

【課題】

災害後の円滑な復旧・復興のためには、地籍調査により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、本県の地籍調査進捗率は13.2%(R5)にとどまっている。このため県および市町の防災計画に地籍調査を位置付けて緊急度を高めるとともに、パネル展示や様々な広報媒体の活用などの啓発活動により認知度を高めて地籍調査の推進を図る必要がある。



『取組目標:地籍調査進捗率 13.8%』

<取組内容>

- 災害復旧・復興の迅速化を図るため、市町と連携し、地籍調査を市町防災計画に位置付け、パネル展示や様々な広報媒体の活用等の啓発活動により認知度の向上を図ることなど、地籍調査の実施を支援する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(3) 高齢化、人口減少、過疎化等をふまえた迅速な復旧・復興				
地籍調査の推進				
		地籍調査の推進		→

⑥復興まちづくり計画の策定支援

担当:都市計画課

【課題】

大規模な災害が発生した際、復旧・復興には多くの費用と労力等が必要とされるとともに、早期かつ的確な復興を行うため、事前復興まちづくり計画を策定することが求められている。



『取組目標:復興まちづくりに関する勉強会の開催回数(1回/年)』

<取組内容>

- 復興まちづくりに関する勉強会を開催する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(3) 高齢化、人口減少、過疎化等をふまえた迅速な復旧・復興				
復興まちづくり計画の策定支援				
復興まちづくりに関する勉強会の開催				
●	●	●	●	●

実行2

災害時要支援者や多様なニーズに配慮した避難支援

【背景】

当該災害による負傷の悪化や避難生活における身体的負担等による災害関連死を防ぐため、高齢者をはじめとする災害時要支援者などへの配慮が必要であるほか、在宅避難者や県外避難者など避難の方法が多様化する中、避難所以外に避難する被災者への物資等の配付や支援に関する情報の提供も必要となる。

また、外国人、観光客、ペットの同行など、様々な被災者が避難所に身を寄せることから、多様なニーズに配慮した避難支援が必要となる。



個別事項	項目数
(1) 災害時要支援者等に対する避難生活支援	5
(2) 多様なニーズに配慮した避難支援	7
(3) 帰宅困難者対策	3
計	15

(1) 災害時要支援者に対する避難生活支援

<目指す姿>

様々な関係機関が連携して、事前に災害時要支援者に対する避難支援までの体制が構築されています。また、避難所における生活の質が向上し、被災者の健康被害や災害関連死を防ぐことができています。

①個別避難計画策定に係る伴走支援および実効性の確保

担当:防災危機管理局

健康福祉政策課 他

【課題】

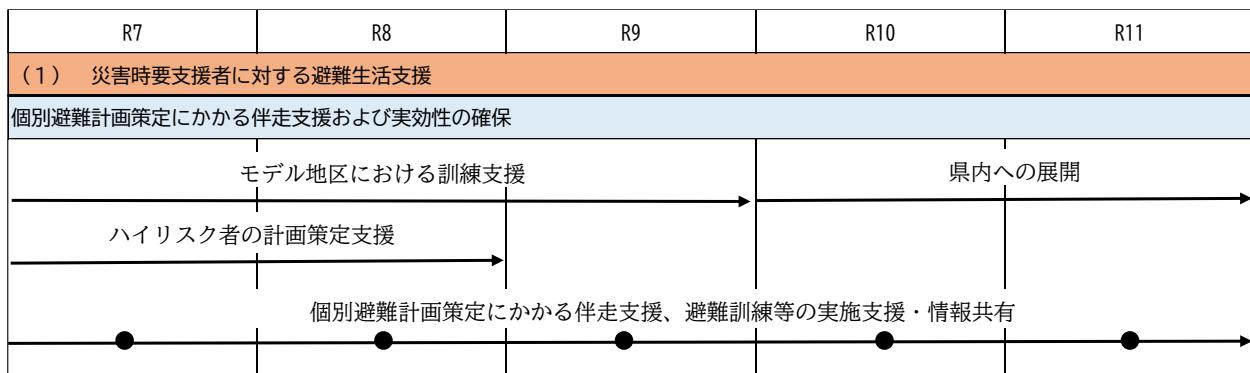
東日本大震災では、犠牲者の6割が高齢者を占めたほか、障害者の死亡率は被災住民全体の約2倍になるなど、健常者と比べ避難行動要支援者の多くの方が犠牲となった。逃げ遅れによる犠牲をなくすため、個別避難計画を策定するとともに、情報伝達や安否確認体制を構築し、避難支援を実施できるよう、訓練等を通じて実効性を確保する必要がある。

『取組目標:個別避難計画に基づく避難訓練の実施回数(3回/年)』

<取組内容>

- 市町職員や保健・福祉専門職向けの研修会や関係機関との意見交換会を実施し、市町が行う個別避難計画策定の伴走支援を行う。
- 作成した計画の実効性を高めるため、避難訓練を行い、地域の実情を踏まえた訓練内容や課題などを市町等に共有する。
- 地域の実情に応じてモデル地区を設定し、訓練支援を行い、取組事例を県内に展開する。
- ハイリスク者(難病患者等や医療的ケア児等)の計画が作成されるよう、市町支援を行う。
- 民生委員をはじめ避難支援等を実施する者に名簿情報の提供が行われるよう市町に働きかけを行う。

●年次計画



②要配慮者施設における避難確保計画および BCP の策定支援

【課題】

担当:流域政策局 他

平成29年に「水防法」および「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の改正が施行され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して、避難確保計画の作成および避難訓練の実施が義務化された。

また、要配慮者施設においては、災害発生時でも入所者と職員の安全を確保し、業務を継続するための計画策定が重要である。

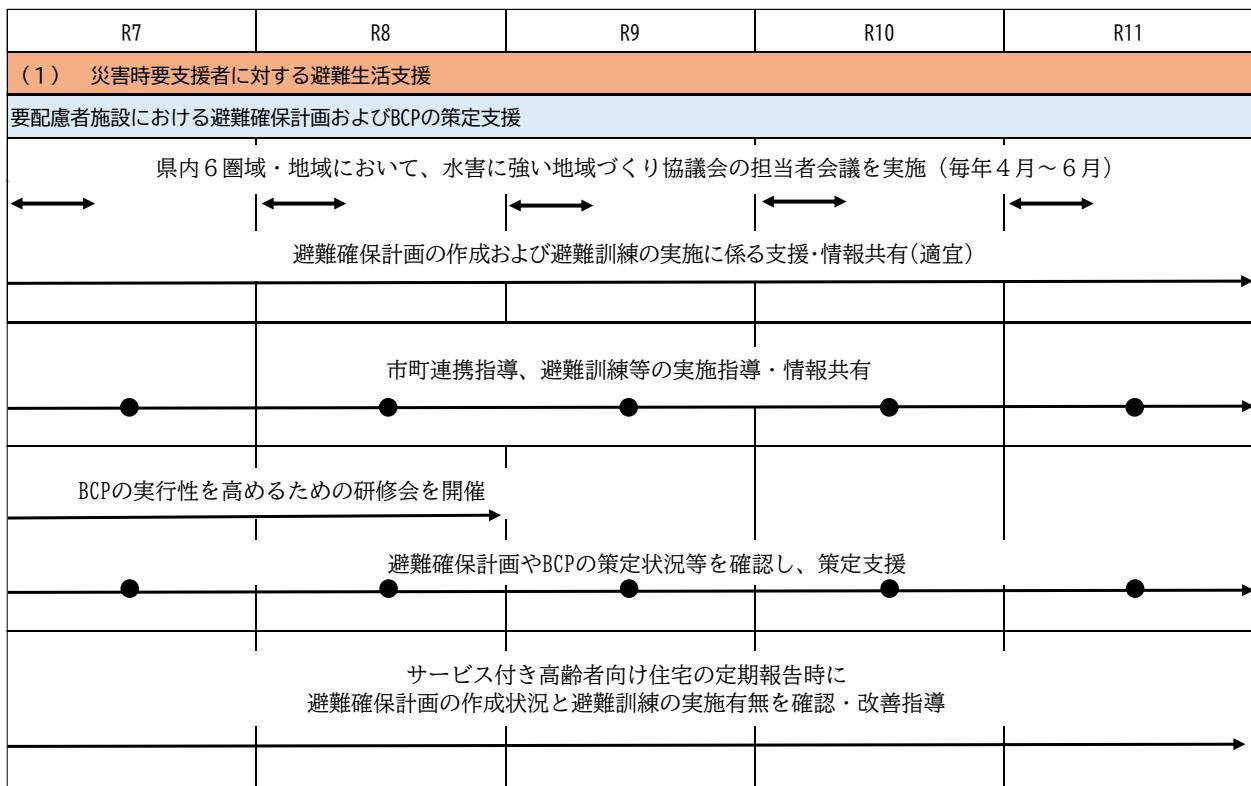
法改正に併せて、近年、水害・土砂災害の激甚化・頻発化の傾向も見られることから、避難確保計画およびBCPの策定が急務となっているが、これらの計画が未作成の施設や、避難訓練が実施されていない施設、市町との連携が十分でない施設が残っている。

『取組目標：避難確保計画およびBCPが未策定の施設に対して、市町および庁内関係部局で連携し、必要な支援を実施する』

〈取組内容〉

- 水害・土砂災害に強い地域づくり協議会において、水害・土砂災害リスクや施設の種類により、優先して避難確保計画の作成が必要な施設の情報提供を行うなど、庁内部局で連携し、必要な支援を実施する。
 - 各種研修会、運営指導等の際に、施設所管課から避難確保計画および BCP の作成状況を確認し、必要な支援を実施する。
 - 避難確保計画のほか、避難所運営支援計画について市町と連携するよう、施設を指導する。

●年次計画



③福祉避難所の確保および市町域を越えた要配慮者の広域避難体制の確保

【課題】

担当:健康福祉政策課

高齢者や障害者等の要配慮者については、必ずしも生活環境が十分に整備されたとはいえない避難所で、生活することを余儀なくされた結果、健康を害するケースが見られる。

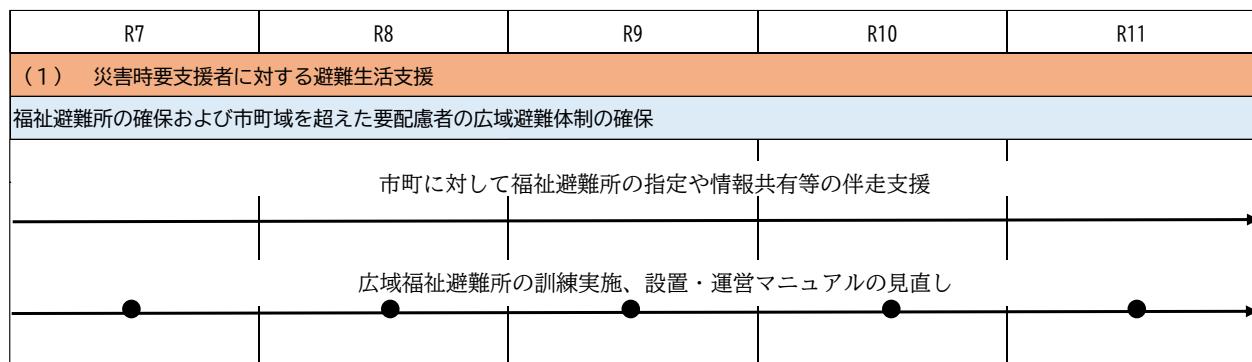
このため、要配慮者の滞在を想定する福祉避難所の確保や、個別避難計画等の作成を通じて、福祉避難所を指定し、事前に受入対象者を調整することで、要配慮者が日頃から使用している施設への直接避難を促進することが必要である。

『取組目標: 福祉避難所の拡充および運営の実効性の確保するため、
市町担当者会議、広域福祉避難所の設置・運営に係る訓練の実施回数(1回/年)』

<取組内容>

- 市町担当者会議などを通じて、福祉避難所の指定や協定締結を促進する。
- 国の福祉避難所の確保・運営ガイドライン等を参考にし、各市町での運営マニュアルの作成など、災害時に福祉避難所としての機能を発揮できるように支援を行う。
- 広域福祉避難所の訓練を実施し、県の設置・運営マニュアルの見直しを行う。

●年次計画



④被災者の生活環境の速やかな改善

担当:防災危機管理局

健康福祉政策課

【課題】

災害発生時に避難所を開設するだけにとどまらず、その質の向上に取り組むことは、避難者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となる。また、避難所は被災者の拠り所であり、また在宅や車中泊で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点となる。

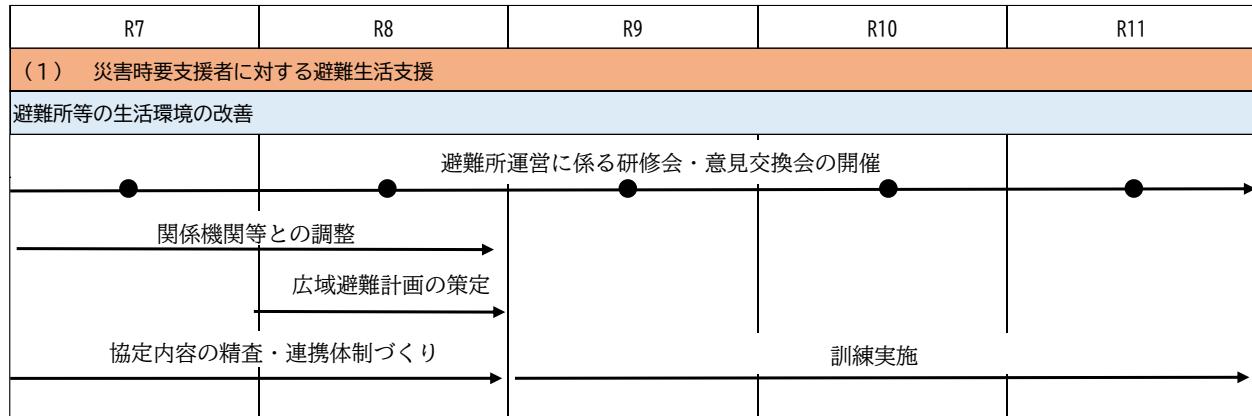
しかしながら、令和6年能登半島地震を含む過去の災害においては、避難生活が長期化する中で避難所における生活の質などの課題があり、被災者の健康被害や災害関連死が発生したことから、避難生活の環境改善および質の向上が喫緊の課題となっている。

『取組目標:広域避難計画の策定』

<取組内容>

- 在宅避難者や車中泊避難者等も考慮した避難所運営ができるよう市町を支援する。
- 感染症等対策や快適なトイレ環境の確保を通じて避難所の環境改善を図れるよう、市町とともに課題解決に向けて取り組む。
- 市町県域を越える避難が円滑に行われるよう広域避難体制を構築する。
- 宿泊施設や県有施設・県有船等を活用し、快適な生活環境を速やかに確保する体制を構築する。
- これらの体制について、訓練等を通じて実効性を確保する。

●年次計画



⑤し尿の収集運搬、処理体制の確保

担当:循環社会推進課

【課題】

災害発生時には、通常のし尿収集に加えて、被災した浄化槽・便槽の緊急汲み取り、避難所等の仮設トイレのし尿収集が必要となり、業務量が増大する一方、下水道整備に伴う収集運搬車両の減少や、し尿の収集に必要な情報の一元的な集約・共有が難しいなどの課題がある。また、し尿処理施設が被災し、稼働できず処理が滞るおそれがある。



『取組目標:関係機関や市町との連携を深め、地域の実情に応じた対応方針を整備する』

<取組内容>

- 「発災時のし尿等の収集運搬に係る相互支援に関する手引き(令和6年3月作成)」を基に、市町および一部事務組合で地域の実情に応じた対応方針が整備されるよう、関係団体や市町等と意見交換を実施する。
- 県域内の連携体制を強化するため、市町、一部事務組合と情報共有、意見交換を行う。また、県域を越えた広域処理体制を確保するため、近畿圏、中部圏の両ブロックの大規模災害時廃棄物対策協議会に積極的に参画し、国および各構成自治体との連携体制を強化する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) 災害時要支援者に対する避難生活支援				
し尿の収集運搬、処理体制の確保				
発災時のし尿収集運搬の対応方針整備に向けた支援				
●	●	●	●	●
災害廃棄物に関する市町等会議の開催、大規模災害時廃棄物対策協議会への参画				
●	●	●	●	●

(2) 多様なニーズに配慮した避難支援

<目指す姿>

女性や外国人、LGBTなどのすべての方に配慮した避難支援を行うことで、被災者一人ひとりが抱える多様な課題を解決できるようにします。

①被災者支援の充実（災害ケースマネジメント等）

【課題】

自然災害が頻発化・激甚化の傾向、超高齢化社会の到来、地域のつながりの希薄化が進む可能性等があり、被災者の早期の状況把握と生活再建が喫緊の課題となっている中、被災者の抱える多様な課題が解消されるよう、一人ひとりの被災状況を丁寧に伺い、関係者が必要な支援を行う取組である災害ケースマネジメントを推進する必要がある。

担当:健康福祉政策課

『取組目標:市町向けの人材育成の支援・研修の実施回数(1回/年)』

<取組内容>

- 国が地域で開催している説明会が本県で開催されるよう調整し、県内市町や民間団体の職員向けに災害ケースマネジメントを学習する機会を確保する。
- 市町担当者会議において、災害ケースマネジメントの重要性や他府県の先進事例の共有を行う。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 多様なニーズに配慮した避難支援				
被災者支援の充実（災害ケースマネジメント等）				
	国説明会ヘエントリー（地方公共団体、民間団体向け）			
	→			
		市町担当者会議の実施		
●	●	●	●	●→

②避難所運営における男女共同参画

【課題】

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害における避難所運営では、女性と男性のニーズの違いなどに対して、十分な配慮ができていないといった課題が生じていた。

男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮した避難所運営ができるよう、取組を進める必要がある。

担当:防災危機管理局

女性活躍推進課

『取組目標:令和11年度までに全市町において
「手引き」を活用した避難所運営訓練が実施される』

<取組内容>

- 男女共同参画の視点を考慮した避難所運営になっているか、チェックできる「手引き」を作成し、市町の避難所運営訓練において活用を図る。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 多様なニーズに配慮した避難支援				
避難所運営における男女共同参画				
「手引き」の作成		市町等への共有		
	→			→

▼しが防災プラスワン～女性の視点と多様性～(ver.2)



③外国人への避難支援や合理的配慮

担当:防災危機管理局

国際課

【課題】

災害時には、言語や文化、慣習等のちがいから、必要な情報の入手や避難生活などにおいて、様々な困難に直面することが予想される。このため、防災知識の普及・啓発や関係機関の連絡体制の整備、災害時の情報提供のほか、外国人に対するきめ細やかな避難支援等を行うことが求められる。今後は、地域防災の強化のため、「共助」の担い手としての視点も加え、啓発や地域の防災訓練を行うことが求められている。

『取組目標:外国人被災者を支援する体制を整備している市町数 19市町』

<取組内容>

- 滋賀県災害時外国人サポーター養成講座の開催により、災害時に外国人支援に協力いただくボランティアの確保・育成に取り組む。
- 関係機関やボランティアとの連携のもと、「やさしい日本語」や多言語で外国人被災者が必要とする情報を伝達できる体制づくりを進める。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 多様なニーズに配慮した避難支援				
外国人への避難支援や合理的配慮				
		滋賀県災害時外国人サポーター養成講座の開催		
●	●	●	●	●

▼しが防災プラスワン～女性の視点と多様性～(ver.2)

暮らしの工夫

やさしい日本語を活用しよう

私たちの周囲には、外国籍の方や高齢者、知的障害者、子どもなど、日本語の理解が十分でなかったり、専門用語や難しい言い回しが分からない人がおられます。多文化共生の面から多言語対応が求められていますが、世界には多くの言語があるため、すべての言語で表示をしたり、通訳する人を確保したりすることは現実には難しいです。できるだけわかりやすく情報発信を行う必要があります。

難しい言い回しや専門的な用語を簡単な言い回しに変えて伝える「やさしい日本語」を使用したり、絵や図など視覚的にわかるように表現したりすることで、外国籍の方だけでなく、高齢者や障害者、子どもたちなど、すべての人に分かりやすく情報を伝えることができます。「機械翻訳」などの翻訳する原も、わかりやすい日本語に直してから外国語に訳すほうが、意味が通じやすくなるようです。

(例)
「避難」→「にげて」
「土足禁止」→「くつをぬいで」
「今朝」→「今日の朝」

Mother Lake
滋賀県

④避難所におけるLGBT等への配慮

担当:人権施策推進課

【課題】

LGBT等の当事者には、周囲の無理解や偏見、差別により、生きづらさを抱えている方がおられる。災害時には避難所において地域住民が一定期間、共同生活を行うことから、日頃から避難所運営者だけでなく、全ての県民が性の多様性について知り、理解を深めておく必要がある。



『取組目標:性の多様性に関する県民の理解を深めるため、様々な機会に啓発を行う』

<取組内容>

- 性の多様性に関する県民の理解を深めるため、地域、家庭、職域等において様々な機会に啓発を行う。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 多様なニーズに配慮した避難支援				
避難所におけるLGBT等への配慮				
	性の多様性に関する理解増進のための啓発（地域、家庭、職域等）			
				→

▼しが防災プラスワン～女性の視点と多様性～(ver. 2)

健康・人権

LGBT等の人も安心して過ごせる支援を考えよう

男女いずれかという前提の被災者支援や避難所のレイアウトでは、LGBT等の人が更衣や排泄、医療措置等の場面で困難に直面することがあります。差別や偏見、周囲の無理解などから自分のセクシュアリティを隠さざるを得ない状態もあり、日頃から性の多様性について認識し、理解の深い人を増やしていくことが大切です。

日頃から、性の多様性について理解を深めるとともに、プライバシーに配慮した支援の在り方について考えましょう

- 性の多様性をテーマにした研修を普段から開いておく
- LGBT等の人とともに、防災について考える機会を持つ
- LGBT等の人も安心して相談できる体制を整える
- 誰もが他人の視線を気にせず使えるプライベート空間を設置する

※LGBTとは、多様な性のあり方を表す言葉のひとつです。

21

Mother Letter
著者

⑤災害時におけるペット対策の推進

担当:生活衛生課

【課題】

令和6年能登半島地震では、被災者救護・支援のためにペット対策が必要である点について関係者の認識が十分でない等により、避難所等への受入れについて避難所運営者ごとに対応の相違等が生じた。また、飼い主が適切な避難行動を行えるよう、災害時の対応や備えの周知が引き続き必要である。

『取組目標:ペット防災対策講習会の開催回数(1回以上/年)』

<取組内容>

- ペット防災対策講習会を開催し、市町、自治会等による同行避難のための取組を支援する。
- 避難所での飼い主による飼養管理が適切に実施されるよう「滋賀県災害時ペット同行避難ガイドライン」の周知・啓発を行う。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 多様なニーズに配慮した避難支援				
災害時におけるペット対策の推進				
●	●	●	●	●
ペット防災対策講習会の実施				
イベント等でのガイドライン周知・啓発				

▼しが防災プラスワン～女性の視点と多様性～(ver. 2)

暮らしの工夫

ペットの避難を考えよう

災害時に、一刻も早い避難が求められている場合でも「ペットを置いて逃げられない」と避難をためらう人がいます。ペットと一緒に避難した避難所などでトラブルになったり、ペットと一緒に避難ができずに、危ない場所であっても在宅避難を選ぶ飼い主もいます。

飼い主はペットに対して、ケージやドライフードに慣れさせたり、トイレのしつけを徹底したり、無駄吠えをしないよう、日頃からしつけておく
指定避難所にペットと一緒に避難する場合のルールについて、動物アシルギーの人が多いことも考慮しながら、地域で日頃から考えておく
飼い主同士あるいはボランティアを募って、非常時にペットを預かる態勢をつくる
ペットと一緒に避難ができる場所を探しておく

Mother Letter 滋賀県

⑥多様なニーズに配慮した災害備蓄物資の充実

担当:健康福祉政策課

【課題】

避難者の中には高齢者や子ども等の嚥下に配慮が必要な方や食物アレルギーのある方もおられ、摂取できる食品が限られるため、多様な備蓄物資の確保が求められている。

▼
『取組目標:食物アレルギーに配慮するほか、
要配慮者が摂取しやすい災害備蓄物資を充実させる』

<取組内容>

- 食物アレルギーに配慮した食料の備蓄や高齢者等の要配慮者が摂取しやすい食料を備蓄する。
- 多様なニーズに合わせた、民間関係機関等との応援協定を締結する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 多様なニーズに配慮した避難支援				
多様なニーズに配慮した災害備蓄物資の充実				
ニーズに対応した備蓄物資の整備・更新				

⑦原子力災害時における広域避難体制の強化

担当:防災危機管理局

健康危機管理課

【課題】

内閣府による避難所の生活環境向上に係るガイドライン等の改定や広域避難に係る調整、図上訓練の結果を踏まえ、現行の原子力災害に係る広域避難体制を確認し、受入れが計画されている自治体や関係機関との連携体制を強化する必要がある。

また、自発的に自家用車で避難する者への対応について、受入先におけるスクリーニングや除染体制等への不安の声がある。

『取組目標:受入自治体と連携した訓練の実施回数(1回/年)』

<取組内容>

- 国の改定関係規定を踏まえて現行の避難者受入体制を確認し、原子力発電施設立地県からの避難者も想定して必要な取組を実施する。
- 避難者受入自治体職員を対象とした研修を開催し、避難者受入に係る理解醸成を図るとともに、図上訓練を通じて、連携体制向上を図る。
- 避難者受入自治体（住民を含む）の不安を聞き取り、検査済証確認体制の構築、支援要員の確保や資機材整備により、不安の解消に努める。
- 甲状腺被ばく線量モニタリングの要員および実施場所の確保に努め、実動訓練等にて体制の検証を行う。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 多様なニーズに配慮した避難支援				
原子力災害時における広域避難体制の強化				
現状把握（各避難所の受入人数確認等）				
必要に応じて受入体制見直し（要支援者含む）		避難者受入研修		
自発的避難者向けスクリーニング検査済証確認場所の設置検討				
	受入自治体支援体制の検討			
	広域避難実動訓練・図上訓練			

(3) 帰宅困難者対策の推進

<目指す姿>

市町や関係機関等と連携し、対策を推進することで、帰宅困難者の発生が抑制されるとともに、帰宅困難者への適切な情報提供体制が整っています。

①企業を対象とする帰宅困難者の発生抑制および情報提供

担当:中小企業支援課

【課題】

災害時には多くの帰宅困難者の発生により、緊急車両の通行への支障、二次被害の拡大などを引き起こすおそれがあります。企業はこうした事態を防ぐために、従業員を一斉帰宅させずに状況に適した対応を取ることが求められる。

『取組目標:研修および支援機関の支援を受けてBCPを策定した企業数 5社/年』

<取組内容>

- BCP 策定支援を通じて、出勤時間帯・帰宅時間帯などの発災時間帯別の対応や従業員等の施設内待機の内容を含めた計画の策定を推進する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(3) 帰宅困難者対策の推進				
企業を対象とする帰宅困難者の発生抑制および情報提供				
		研修の開催による策定・運用支援		

▼しが防災プラスワン～女性の視点と多様性～(ver. 2)

企業BCPに多様な意見を取り入れよう

人材育成と
支え合い

災害時には、自社の設備や従業員が被災し、ライフラインや物流機能が低下するので、事業継続計画（BCP）をあらかじめ策定しておく必要があります。また、大規模災害では「帰宅困難者」の大量発生を防ぐため、一定期間、事業所内で過ごせる備蓄も必要です。BCP策定や備蓄では、女性をはじめ様々な属性や立場の人への配慮が欠かせません。

日頃から防災対策を行うことで、早期に事業再開できるようにしましょう。

- ・水や食料、毛布、簡易トイレ、燃料等をあらかじめ備蓄しておく
- ・日頃から書類類の転倒・落下・移動防止対策・ガラス飛散防止対策等に努める
- ・地域活動に参加し、地域との関係を構築する
- ・防災対策を検討するうえで、年齢や性別などに問合わなく多様な意見を取り入れる機会を持つ
- ・事業継続計画（BCP）を策定し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の防災化などを行う

Mother Lake

②外国人観光客を対象とする帰宅困難者の発生抑制および情報提供

担当:観光振興局

【課題】

外国人観光客は、観光に訪れる場所・目的・行程・移動手段・宿泊先等も様々であり、県域を越えて広域的に移動する可能性が高い。また、災害の基本的知識や土地勘がないため、災害時の安全確保、避難行動が必要なときに円滑な避難行動がとれないおそれがある。さらに、日本語が十分に理解できない方や話すことができない方が多いため、災害時の最新情報の入手や日本語によるコミュニケーションが困難となることが予想される。加えて、文化の違いから、災害時の行動や避難所等において、トラブルに発展する可能性もある。



『取組目標:全ての外国人が情報を正しく理解し、適切な行動をとれるようにする』

<取組内容>

- 被災外国人観光客等の援護として、外国語対応ツールを用意し、情報伝達体制を整備する。
- 外国人ボランティア等との協力体制構築等による支援体制を整備する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(3) 帰宅困難者対策の推進				
外国人観光客を対象とする帰宅困難者の発生抑制および情報提供				
				→
		多言語対応の情報配信・観光地や宿泊施設での防災ガイドラインの配布		→
		外国人コミュニティや観光関連団体との連携		→

③帰宅困難者対策の実効性の確保

担当:防災危機管理局
交通戦略課

【課題】

東日本大震災では、地震発生時刻が平日の日中であったことから、鉄道等の交通機関を利用して通勤等をしている人の帰宅手段が閉ざされ、大多数の帰宅困難者が発生した。

また、その他の自然災害でも同様のことが想定されることから、日頃から鉄道会社や市町等の情報共有を図るため、訓練等を通じて、実効性の確保を図ることが必要である。

『取組目標:市町と関係機関と連携した訓練の実施回数(1回/年)』

<取組内容>

- 一時滞在施設の精査・追加、施設ごとの運用方法の確認を行うとともに、施設リスト掲載情報整理する。
- 関係者間の情報伝達方法について、関係者と連携して、より効率的・効果的な方法に適宜見直しを行う。
- 対策業務フローに基づく訓練を毎年実施する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(3) 帰宅困難者対策の推進				
帰宅困難者対策の推進				
		JR沿線で訓練		
関係機関等との調整・連携体制の構築		ガイドラインへの反映		

▼関係機関等との調整・連携体制を確認する図上訓練



【背景】

大規模地震や豪雨災害の発生により主要な道路が壊滅的な被害を受け、道路網が寸断すると、被害情報収集や搜索救助活動等に遅れが生じるおそれがある。

このため、救助部隊や応急復旧に従事する人材、資機材や支援物資などを被災地に迅速に届けるためには早期に道路を啓開し緊急車両等の通行を確保することが必要となる。

しかし、道路啓開に時間がかかることも想定し、湖上輸送や無人航空機などの複数の輸送手段の活用を検討しておくとともに、物資輸送の体制を強化することが重要である。

また、災害発生時においては、通行可能な限られた道路に車両が集中するおそれもあるため、交通集中対策も講ずる必要がある。



個別事項	項目数
(1) 早期道路啓開に向けた取組	1
(2) 災害発生時における交通集中対策	1
(3) 陸路以外の輸送手段の確保	3
計	5

(1) 早期道路啓開に向けた取組

<目指す姿>

大規模災害時には、道路啓開計画に基づき、多様な団体・組織と連携しながら、早急に道路啓開などを行うことで、救援ルートを確保する体制が整っています。

①道路啓開計画に基づく訓練の実施および見直し

担当:道路保全課

【課題】

大規模地震発生時には、道路施設が被災し土砂やがれき、倒木、電柱の倒壊等により道路が通れなくなる懸念がある。その際でも救援ルート確保のため、緊急車両が通れるように迅速に道路啓開を行う必要がある。



『取組目標:国、市町や関係機関と連携した道路啓開訓練の実施回数(1回/年)』

<取組内容>

- 道路啓開計画の時点修正や訓練結果のフィードバックも含めて毎年見直し、適宜改定する。
- 道路啓開に関する訓練を毎年度実施する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) 早期道路啓開に向けた取組				
道路啓開計画の隨時見直しおよび訓練の実施				
道路啓開計画の見直しおよび訓練の実施				
●	●	●	●	●

(2) 災害発生時における交通集中対策

<目指す姿>

緊急交通路を指定することで、被災者救助・救援物資輸送等の応急対策活動を円滑に行うことができます。

①緊急交通路確保等訓練の実施

担当:県警交通規制課

【課題】

東日本大震災では、被災者救助・救援物資輸送等の応急対策活動を円滑に行うため、緊急交通路が指定されたところ、本県においては未だ一度も指定された実績がない。

しかしながら、本県においても多数の断層があるほか、南海トラフ地震発生時には本県をはじめとして広範囲な被害が予想され、今後、緊急交通路の指定が予想される災害の発生の可能性があることから、訓練等を通じて実効性を確保する必要がある。

『取組目標:各警察署における毎年訓練の実施回数(1回/年)』

<取組内容>

- 迅速な緊急交通路指定に向け、訓練等を通じて警察職員に対する手順・運用要領等の習熟を図る。
- 道路管理者等、関係機関と連携した訓練等を実施する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 災害発生時における交通集中対策				
緊急交通路確保等訓練の実施				
●	●	●	●	●
		訓練・教養の実施		

(3) 陸路以外の輸送手段の確保

<目指す姿>

大規模災害によって孤立集落が発生した場合でも、陸路だけではなく、湖上や空路を活用した救助活動や救援物資等の輸送ができる体制が構築されています。

①災害時における湖上輸送体制の検討・訓練の実施

【課題】

災害時における湖上輸送対応が決定された場合に備え、初動活動を円滑かつ確実に行うため、訓練等を実施する必要がある。

担当:防災危機管理局
水産課

『取組目標:初動活動を円滑に行うための訓練の実施回数(1回以上/年)』

<取組内容>

- 県関係部局および関係機関とともに、湖上輸送にかかる体制や連携方法の検討を行うとともに、災害時に人員や物資を輸送する「輸送調整所」のマニュアルに、湖上輸送を円滑に実施するための手順等を追加する。
- 湖上輸送拠点や船舶を最大限活用できるよう、民間企業等との協定締結に向けた検討や調整を行う。
- 県有船「あらわし」「琵琶湖丸」の航行時、定期的に初動活動の手順確認や入出港の訓練等を行う。



●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(3) 陸路以外の輸送手段の検討				
災害時における湖上輸送体制の検討・訓練の実施				
関係部局・関係機関との体制づくり、輸送調整マニュアルの修正、民間企業等との協定の検討				
	→			
初動活動対応のための訓練等の実施				→
●	●	●	●	●

②無人航空機を活用した情報収集・物資輸送の検討

担当:防災危機管理局
健康福祉政策課

【課題】

令和6年能登半島地震では、交通の途絶等により、多数の孤立集落が発生し、救援物資等の緊急輸送のため、無人航空機による輸送手段が活用されたところであり、陸路による輸送が困難な場合の輸送手段の活用を検討する必要がある。

『取組目標:市町や関係機関と連携した、
災害時における無人航空機の活用を踏まえた輸送等の体制整備』

<取組内容>

- 県の総合防災訓練等において市町のドローンによる物資輸送訓練を支援する。
- ドローンの効果的な活用に向けて、先進事例や関係機関の情報を市町と共有する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(3) 陸路以外の輸送手段の検討				
無人航空機を活用した情報収集・物資輸送の検討				
市町との情報共有				
ドローンの効果的な活用の検討				
		物資輸送訓練等の支援		

③防災ヘリコプターを活用した孤立集落への人員・物資輸送体制の確保

担当:防災危機管理局

【課題】

令和6年能登半島地震では、道路の亀裂や液状化、土砂崩れなどで交通が寸断され、多くの集落が孤立状態となり、救助活動や救援物資をはじめ、人の移動・物資の輸送が困難となった。

滋賀県内においても、地震や風水害等により孤立する可能性のある集落が146箇所(※)あることから、空路でアクセスできる手段を確保する必要がある。

※平成26年の「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査結果(内閣府)」

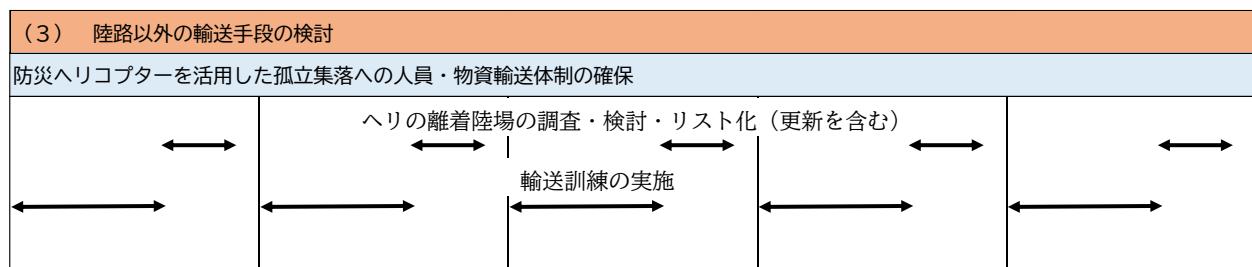


『取組目標:孤立想定地域につき、ヘリコプター離着陸場1か所以上を設定』

<取組内容>

- 孤立する可能性のある地域において、ヘリコプターの離着陸場について調査、検討を行い、リスト化することにより、人員や物資を迅速に輸送できる体制を構築する。

●年次計画



【背景】

大規模災害発生時には、ひとりでも多くの命を助けられるよう、自衛隊や警察、消防などの救助機関の連携のほか、災害対策本部において活動に必要な情報を適時適切に共有する必要がある。

また、被災地の都道府県庁や市町村役場には、国や全国の自治体から多くの応援職員が支援に入る。応援職員の活動場所や集結拠点など受入場所の確保のほか、応援職員に依頼する業務の整理など受援体制の強化が課題となっている。

全国から寄せられる支援物資が自治体の集積拠点から被災者や支援活動の拠点まで届けられるよう、輸送計画の再検討も必要である。



個別事項	項目数
(1) 災害対策本部機能の強化	3
(2) 受援力の強化	4
(3) 災害時における代替機能の確保	3
計	10

(1) 災害対策本部機能の強化

<目指す姿>

活動場所の確保および依頼事務の整理により、他機関からの応援を円滑に受け取れる体制が整っています。

県の受入拠点から避難所までの物資輸送ルート、手法を定め、外部から届く支援物資を滞りなく配送することができる体制が整っています。

①災害対策本部の体制強化および情報処理の効率化

担当:防災危機管理局

【課題】

大規模災害発生時に生じる広範囲かつ大量の業務を処理するためには、全庁を挙げて災害対応に当たる体制をより一層強化するとともに、災害対策本部に集まる様々な情報を効果的かつ効率的に共有し、専門的知見が必要な情報についても、誰もが対応できるようにすることが重要となる。また、各種情報の集約や対応状況を本部事務局職員が隨時確認できるよう、情報の可視化を行う必要がある。

また、長期間の停電に備え、十分な燃料を備蓄するなど非常用発電設備の機能確保を行う必要がある。



『取組目標:関係機関との連携強化や「誰もが理解できる」マニュアルにより、
的確・迅速な災害対応を実現』

<取組内容>

- 災害対策本部運営等の訓練を庁内各部局の参画により実施し、体制強化を図る。
- 高度な知識がなくても情報のトリアージができるように焦点を当てた研修の実施や災害対応マニュアルの改定、掲示物の策定を行う。
- 被害情報や対応状況を可視化するため、災害対策本部で使用する資機材を導入する。
- 合同庁舎における非常用発電設備の稼働時間延長のための設備改修を行う。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) 災害対策本部機能の強化				
災害対策本部の体制強化および情報処理の効率化				
災害対策本部等運営訓練、本部員会議訓練、情報トリアージ訓練、広報訓練等の実施および検証				
●	●	●	●	●
災害対応マニュアルの更新				
	→		→	
プラットフォーム導入に伴う災害対応マニュアルの更新				
	→		→	
プラットフォームの構築と連携した資機材導入				
非常用発電設備の改修		→		

②救助機関との連携強化

担当:防災危機管理局

【課題】

大災害発生時には、72時間を経過すると生存率が著しく低下することから、迅速に救助することが求められており、発災当初から警察、消防、自衛隊が連携し、効率的に救助活動を行う必要がある。このため、被害情報や被災地からの応援要請を迅速に共有するとともに、各機関が円滑に活動できる体制の強化が必要である。

『取組目標:訓練を通して関係機関を横断した情報共有スキームを確立』

<取組内容>

- 関係機関との情報共有や、救助活動や活動に伴う進出拠点等の調整などについて、訓練を定期的に実施し連携を強化する。
- 国や関係機関と連接し、一元的な災害情報の管理が可能な防災情報システムを活用する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) 災害対策本部機能の強化				
救助機関との連携強化				
		災害対策本部訓練の実施		
連携方法の検証	連携方法の検証	連携方法の検証	連携方法の検証	連携方法の検証
進出拠点等の整理(受援計画の更新)				

③防災情報プラットフォームの構築

担当:防災危機管理局

【課題】

過去の災害では、発災当初の全体像把握や情報共有に時間がかかり、迅速な災害対応に支障をきたしたことが課題となっている。災害時に「より早く」「より多くの情報」を一元的に集約・整理し、迅速な災害対応につなげるため、現行の防災情報システムをベースに新たな情報基盤を整備する必要がある。



『取組目標:情報収集・共有・発信のシステムの整備により、的確・迅速な災害対応を実現』

<取組内容>

- 国や関係機関と連接し、一元的な災害情報の管理が可能な防災情報プラットフォームを構築することで、効率的な情報収集・共有・発信により、迅速・的確な災害対応と被害の最小化を図る。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) 災害対策本部機能の強化				
防災情報プラットフォームの構築				
実施設計 →	システム構築 →	システム運用 (関係機関との連携強化、効率的な情報収集・共有・発信)		

(2) 受援力の強化

<目指す姿>

災害が発生した際に速やかに外部からの支援を受け入れるとともに、物資の輸送、燃料の確保ができる体制が確立しています。

①リエゾンの派遣等を通じた市町と連携した受援体制の強化

担当:防災危機管理局
文化芸術振興課

【課題】

大規模災害が発生すると、通常業務の範囲や量を超えて生じる新たな業務への対応が必要となり、被災自治体単独での対応は困難になる。そのため、市町へのリエゾン派遣や市町の相互応援の体制の確立を通じて、市町とともに県全体の人的・物的支援の受け入れ体制をあらかじめ構築し、強化しておくことが必要である。

『取組目標:受援計画を策定した市町数 19市町』

<取組内容>

- 市町に派遣するリエゾン派遣制度の充実強化を図るとともに、市町間の応援体制を確立する。
- 市町を対象とした研修会の開催や、伴走支援の実施により、市町受援計画の策定支援を行う。
- 滋賀県緊急消防援助隊受援計画を改正し、滋賀県希望が丘文化公園について緊急消防援助隊の宿営候補地として位置付け、緊急消防援助隊の救助車両の園内通行のために必要となる橋梁の整備を行う。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 受援力の強化				
リエゾン派遣および市町と連携した受援体制の強化				
	マニュアル充実	訓練の実施	マニュアル充実	
●	●	●	●	●→
	研修会の開催、受援計画策定に係る伴走支援			
●	●	●	●	●→
	希望が丘文化公園の橋梁の整備			
				→

②保健医療福祉分野における受援体制の強化

担当:健康危機管理課

【課題】

災害時の保健・医療・福祉支援チームの受入体制を整え、救助活動や福祉的支援の充実を図るために、保健医療福祉調整（地方）本部の体制強化等を進める必要がある。

『取組目標:各関係機関と連携した防災訓練の実施回数(8回/年)』

<取組内容>

- 保健医療福祉調整(地方)本部運営マニュアルを作成し、保健医療福祉調整本部運営訓練を通じた検証等を行う。
- 医療機関や行政職員等を対象とした研修会において、受援の考え方を整理し、受援体制を整備する。

●年次計画



③円滑な物資調達・輸送を実現する体制整備

担当:防災危機管理局

健康福祉政策課 他

【課題】

県および市町は、事前に登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを用いた的確な物資の提供が求められている。



『取組目標:訓練等を通じ関係者との連携を強化し、体制整備する』

<取組内容>

- 災害時の食料・生活必需品の確保やこれらの物資を迅速に被災地へ輸送するため流通事業者や物流事業者、関係団体との間で応援協定を締結する。
- 定期的に連絡先等の交換や訓練を通じて、人員や資機材等の速やかな確保や運営の実効性を高め、連携の強化を図る。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 受援力の強化				
円滑な物資調達・輸送を実現する体制整備				
	効率的な体制整備のための応援協定の締結			
	関係団体等との物資輸送訓練の実施			
●	●	●	●	●

④災害対応における燃料の確保

【課題】

担当:防災危機管理局 他

大規模災害発生時に、関係機関や災害拠点病院等の重要施設への燃料の供給を円滑に行うため、石油連盟、滋賀県石油商業組合との連携体制を確立する必要がある。

『取組目標:各機関と連携した速やかな燃料供給体制の構築』

<取組内容>

- 重要施設に関する情報を常に最新のものとし、石油連盟、滋賀県石油商業組合と共有する。
- 大規模災害発生時における県、石油連盟、滋賀県石油商業組合、供給元間の連携体制を確立する。
- 訓練等を通じて、連携体制の実効性を確保する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 受援力の強化				
災害対応における燃料の確保				
重要施設情報 一斉更新 →		重要施設情報随時更新		
連携体制の確立 →		市町・庁内からの要請伝達経路整理・訓練		→

(3) 災害時における代替機能の確保

<目指す姿>

行政施設が使用不可能になった場合の代替施設への速やかな移転、通信やサーバの切れ目のない運用により、途切れることのない災害対応体制が構築されています。

①代替庁舎の確保

【課題】

大規模災害により、庁舎の柱や梁、壁の一部のコンクリートが剥がれ、電気配線や給水配管が切断するなど、建物として使用不能となる可能性もある。過去の災害を見ても、庁舎が被災し、使用不能となったことにより業務に支障をきたした事例は数多く、あらかじめ執務場所となる代替庁舎を想定し、準備しておく必要がある。

担当:各施設所管課

『取組目標:代替庁舎に関するマニュアル内容の点検・見直し、
訓練の実施等により実効性を確保する』

<取組内容>

- 定期的なマニュアル内容の点検・見直し、訓練の実施等により実効性を確保する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(3) 災害時における代替機能の確保				
代替庁舎の確保				
		訓練の実施（1回/年度）・マニュアル内容の点検・見直し		

②通信やサーバにおける代替機能の整備

担当:防災危機管理局

DX 推進課

【課題】

大規模災害時において、サーバや通信インフラが停止すると、緊急連絡や情報の共有が困難になり、災害対応が遅れる可能性がある。定期的な訓練や機器更新を通じて代替機能の有効性を確認し、機能を維持することが求められる。

『取組目標・非常通信計画に基づいた通信訓練の実施回数(2回/年)』

<取組内容>

- 非常通信手段である衛星電話や衛星ネット回線の維持管理および地上系と衛星系をあわせた防災行政無線の全体整備を実施する。
- 非常通信手段活用の実効性を高めるため、市町等も含めた通信訓練を継続して実施する。
- 通信やサーバの冗長化等を引き続き行い、適切な保守を行う。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(3) 災害時における代替機能の確保				
通信やサーバにおける代替機能の整理				
		保守サイクルに基づく計画的な機器更新		
防災行政無線更新 基本設計	実施設計		更新整備	
		通信訓練等の実施		

③代替施設への災害警備本部機能移転訓練の実施

担当:警備第二課

【課題】

近年、全国各地で大規模災害が頻発し、本県においても地震や河川の氾濫等、大規模災害により警察本部及び警察署の災害警備本部機能が使用不能となる可能性があることから、同機能を維持し、迅速・的確な警察活動を実施するため、代替施設を確保する必要がある。



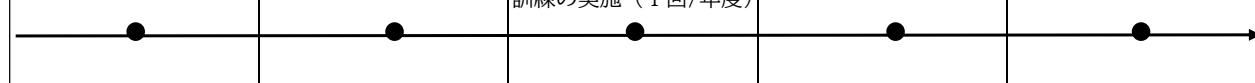
『取組目標:災害警備本部機能(本部・署)移転訓練の実施回数(1回以上/年)』

<取組内容>

- 大規模災害発生に伴い、庁舎での業務継続が困難となった場合を想定し、代替施設に災害警備本部機能(本部・署)を移転する訓練を実施する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(3) 災害時における代替機能の確保				
代替施設への災害警備本部機能移転訓練の実施				
		訓練の実施（1回/年度）		



【背景】

大規模災害発生時には、多くの防災関係部局以外の職員も災害対応に従事し、様々な分野の応援機関と連携して活動することとなる。すべての職員が迅速に対応できるよう、全職員を対象とする防災関係の研修や訓練を平時から計画的に行う必要がある。

あわせて、平時から、市町や関係機関と顔の見える関係を構築し、いざというときに円滑な連携がとれるようにする必要がある。

また、災害時における適切な広報を実施し、県民からの信頼に応えられる情報源としての役割を果たすとともに、平時からも防災への取り組みを促す周知啓発が求められる。



※被災地でのキッチンカーによる支援

個別事項	項目数
(1) 職員等の災害対応力の向上	6
(2) 協定団体との連携強化	1
(3) 県民とのつながり(情報発信)	2
(4) 災害ボランティアの活動環境の整備・連携強化	1
計	10

(1) 職員等の災害対応力の向上

<目指す姿>

平時から訓練や研修を実施することで、大規模災害時には、全庁を挙げて迅速に災害対応を行うことができています。

①全ての県職員の災害対応力の向上

担当:防災危機管理局
人事課

【課題】

大規模災害発生時には、全庁を挙げて災害対応に従事し、様々な分野の応援機関と連携して活動することとなるから、全職員が迅速に対応できるよう、研修や訓練を日頃から計画的に行う必要がある。

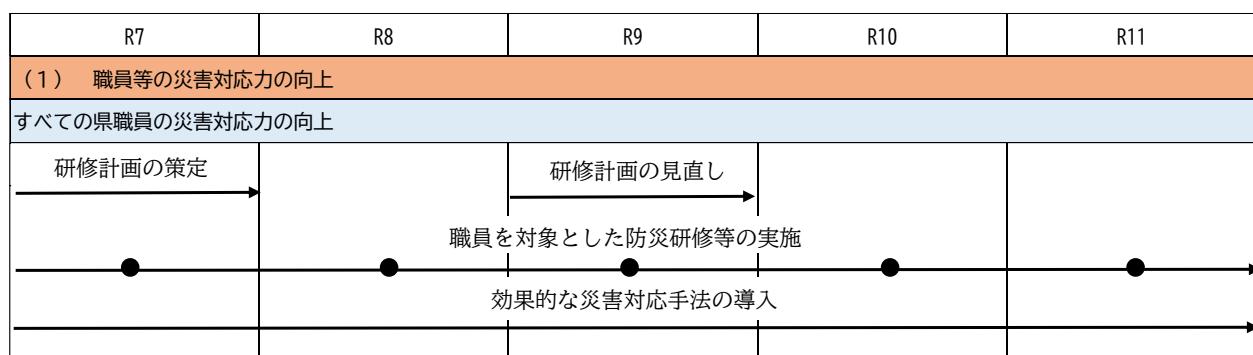
災害対応にあたっては、情報の重要度・緊急度の選別に専門性が求められている。特に、幹部への報告要否を判断する情報トリアージ能力が求められている。

『取組目標:事務局および庁内連携訓練の実施回数(2回/年)』

<取組内容>

- 全庁を挙げて迅速に対応できるよう、全ての職員を対象に災害対応に必要な知識を習得する研修・訓練を実施する。
- 県外のマニュアルやチェックリスト等を参考にした災害対応手法の導入や情報トリアージ訓練を実施し、防災部局以外の職員の対応力を向上させる。

●年次計画



②市町にリエゾンとして派遣する職員の育成

担当:防災危機管理局

【課題】

災害発生直後には、被災市町は膨大な災害対応に追われるため、県はリエゾンの派遣を通じて迅速に支援ニーズを把握し、被災市町に対して適切な支援を行うこととしている。そのため、被災市町でリエゾンとして、災害対応のマネジメント支援や関係機関との調整等を行うことができる職員の育成が必要である。

『取組目標:市町に派遣する職員を育成し、県全体の災害対応力を向上させる』

<取組内容>

- 被災市町に県職員を派遣するリエゾン制度に係るマニュアルに基づいた訓練等を通じてマニュアルを充実させる。
- リエゾンを対象とする専門的な研修や、市町職員と共同でのワークショップを開催し、職員の育成を行う。
- 総務省主催の研修を受講することなどにより、災害マネジメント総括支援員（GADM）等を養成する。
- 県内外の被災地や県内市町が行う訓練にリエゾンを派遣する。

●年次計画



③被災建築物応急危険度判定コーディネーター、被災宅地危険度判定調整員の育成

担当:住宅課

建築課

【課題】

被災建築物応急危険度判定および被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、判定士の指導・支援を行う職員の育成が必要である。



『取組目標:講習会および演習(1回以上/年)を実施し、実施本部運営職員の育成を行う』

〈取組内容〉

- 被災建築物応急危険度判定業務が迅速に行えるよう、判定コーディネーターを養成する。
 - 市町への支援として、「被災宅地危険度判定実施本部設営演習」および判定士のコーディネーターを行う「判定調整員」の養成講習会を開催し養成する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) 職員等の災害対応力の向上				
被災建築物応急危険度判定コーディネーター、被災宅地危険度判定調整員の育成				
被災建築物応急危険度判定コーディネーター講習会(1回/年度)				
●	●	●	●	●
被災宅地危険度判定実施本部設営演習(1回/年度)				
●	●	●	●	●

④教職員の災害対応力の向上、防災教育に携わる教職員の育成

担当:教育総務課

保健体育課

【課題】

大規模災害発生時に学校教育の再開が遅れるため、早期復旧のための対策が必要である。

また、東日本大震災を受けて、平成25年度から全ての公立学校に「学校防災教育コーディネーター」を設置し、関係機関や地域住民との連携体制を整備しているが、市町や学校によって取組の差や管理職の認識にばらつきがある。



『取組目標:大規模災害時における被災地への教職員派遣を行うとともに、
学校防災教育アドバイザーと連携した教育や研修の実施学校割合 100%』

<取組内容>

- 大規模災害が発生した場合に、被災地の学校教育の早期復旧を支援するための、教職員による災害時の県内外における相互応援体制を構築する。
- 「滋賀県学校防災の手引き」による教材研究など活用を促す。
- 「学校防災教育コーディネーター講習会」では、学校防災教育アドバイザー（外部人材）等と連携した好事例や体制づくりのポイントについて講習し、学校安全を担う中核教員の育成につなげる。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) 職員等の災害対応力の向上				
教職員の災害対応力の向上、防災教育に携わる教職員の育成、				
他府県養成講座の受講		養成講座・資質向上研修の実施		
研修会の開催、市町研修会支援、好事例の収集、危機管理マニュアルへの指導				
●	●	●	●	●

【課題】

過去の災害においては、避難所において女性のプライバシーが確保されないなど、女性の視点に欠けた災害対応が行われることがあった。この背景には、普段から防災に関する計画を立てる際に女性が参画できていないといった現状があり、防災分野における男女共同参画を推進する必要がある。

『取組目標:防災会議における女性委員の割合40%以上を維持するとともに、
地域において男女共同参画の視点をもって防災活動に従事できる人材を育成する。』

<取組内容>

- 政策方針決定過程への女性参画を推進するため、引き続き滋賀県防災会議における積極的な女性委員の登用を行う。
- 女性防災士を養成するとともに、資格取得後もスキルアップのための研修を開催するなど、地域において男女共同参画の視点をもって防災活動に従事できる人材を育成する。
- 様々な研修会において男女共同参画の視点を取り入れた講座を組み込むなど、防災における男女共同参画の重要性について意識改革を図る。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) 職員等の災害対応力の向上				
防災分野における女性の参画、男女共同参画に向けた意識改革				
	男女共同参画の視点をもって防災活動に従事できる人材を育成			
	政策決定過程への女性の参画を推進			
	男女共同参画の重要性に関する意識改革			

▼しが防災プラスワン～女性の視点と多様性～(ver. 2)

人材育成と
支え合い

防災行政に女性や多様な意見を取り入れよう

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定への女性の参画が十分に確保されず、性別によるニーズの違いへの配慮が不十分といった課題が生じました。

性別の違いに限らず、一人一人のニーズに対応できる防災対策を進めるため、防災行政に様々なニーズを把握している人が参画する必要があります。

防災行政に多様な意見が取り入れられるように取り組みましょう。

- 誰もがワーク・ライフ・バランスが実現できる職場環境をつくり女性(管理)職員を増やす
- 政策形成過程においては、女性をはじめ当事者らなどの多様な意見を取り入れる
- 防災対策を検討する審議会などに男女共同参画や多文化共生の視点を持つ人を選任する
- 防災研修に女性をはじめ多様な人への配慮の必要性に関する内容を盛り込む
- 防災対策マニュアルの作成時に、多様な意見を聞く

Mother
Life
滋賀県

⑥子どもや若者を対象とする防災教育の推進

担当:防災危機管理局

流域政策局

保健体育課 他

【課題】

子どもや若者が、災害情報の把握や、正しい理解により、いざという時に迅速かつ適切な避難行動をとれるようにすることが重要である。

本県の防災教育実施率は全国平均を下回っているため、市町や学校への防災教育の指導を行うとともに、保護者や地域と連携し、様々な想定での避難訓練を増やすための啓発が必要である。

また、若者自らが地域防災の担い手として自覚することを促すため、将来世代への防災教育は重要であり、若者や教員への支援を通じて防災教育を推進・充実させることが求められている。

『取組目標:教員向けの研修会を毎年度開催し、取組事例を共有する』

<取組内容>

- 水害・土砂災害リスク等をより分かりやすく伝え、子どもや若者の理解を促進するために出前講座を実施する。
- 「滋賀県学校防災手引き」を活用した防災教育の展開を促す。
- 研修会で防災教育拠点校の取組や地域防災の在り方、避難訓練の工夫について講習する。
- 防災教育に関する指導案を作成し、これを用いた教員向け研修会を実施する。
- 社会科や理科などの授業で活用できる滋賀県のリスク情報や災害履歴等にかかる素材について、学校教育担当課と連携し、研修会等を通じて教員に提供する。
- 学生や若者の防災士等の交流の場を設け、防災活動の担い手としての意識を醸成する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) 職員等の災害対応力の向上				
子どもや若者を対象とする防災教育の推進				
	小中高校における出前講座の実施			
				→
	拠点校への指導・手引き活用、研修会の開催			
●	●	●	●	● →
●	●	●	●	● →
指導案の作成	→	防災教育の横展開		→
	→			
	教員向け研修会の実施			
●	●	●	●	● →

(2) 協定団体との連携強化

<目指す姿>

災害時応援協定を締結している民間団体・企業と顔の見える関係を構築しておくことで、災害発生時にスムーズに協定団体の協力を得ることができます。

①災害時応援協定に基づく訓練の実施・協定の見直し

担当:防災危機管理局

【課題】

令和6年能登半島地震をはじめとした過去の災害の経験から、行政だけで災害対応を行うことは不可能であることが明白となっている。災害に備え、民間団体等から協力を得るため災害時応援協定を締結しているが、普段からの交流・訓練により課題を精査・改善し、いざという時にスムーズな支援を受けられるようにする必要がある。また、締結から相当の期間が経過している協定について、内容を見直し、協定の実効性を確保する必要がある。

『取組目標:訓練や研修会を通じて全ての協定締結団体と顔の見える関係を構築・維持する』

<取組内容>

- 協定団体を対象とした災害対応に関する研修会を開催するなど、平時から顔の見える関係を構築する。
- 災害時に民間団体等からの協力をスムーズに行えるよう、災害時応援協定に基づく訓練を実施する。
- 訓練等の結果も踏まえ、協定締結先と協議を行い、支援をスムーズに受けられるよう協定内容の見直しを行う。
- 既存の災害時応援の整理を行うことで協力体制が構築できていない分野の洗い出しを行い、必要に応じて新規の協定を締結する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 協定団体との連携強化				
災害時応援協定に基づく訓練の実施				
		平時からの関係構築・訓練実施・振り返り・協定見直し		

(3) 県民とのつながり

＜目指す姿＞

災害発生時は、県民に対して、正しい情報を迅速・的確に伝えることができています。

なお、平時は、まずは「自分の命は自分で守る」という災害に備えるメッセージを発信していきます。

①災害時の初動報道体制の整備、広報に関する災害対応力の強化

担当:広報課

防災危機管理局

【課題】

災害発生時には、県の発信する情報等が県民の行動の判断基準や安心感につながるため、県民に対して正しい情報を迅速・正確に情報を伝えるとともに、県民の問合せに対応する必要がある。

『取組目標:マニュアルの更新および訓練の実施』

〈取組内容〉

- 実効性が高められるよう、隨時マニュアルを見直す。
 - 災害対策本部会議設置運営訓練等と連動し、報道対応や広報訓練を実施する。
 - 原子力災害について、特有の住民不安や風評被害を防止する観点をもって、訓練の検証やマニュアルの見直しを行う。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(3) 県民とのつながり				
災害時の初動報道体制の整備、広報に関する災害対応力の強化				
		マニュアルの作成		
災害対策本部会議設置運営訓練等と連動した報道対応や広報訓練の実施とその検証				
●	●	●	●	●
災害対策本部等事務局運営訓練、広報訓練等による検証				
●	●	●	●	●

②「生き延びる」ことを意識した情報発信

担当:防災危機管理局

【課題】

令和6年能登半島地震においては、災害の被災状況によっては公助の手が届くまでに時間を要するケースがあることが改めて明らかになった。

公助等の支援が行き届くまでの間、生き延び、一定の生活を行うためには自分の命は自分で守るという「自助」の取組を日頃から促すための情報発信が必要である。

『取組目標:単なる周知啓発ではなく、行動につながる広報・啓発の実施』

<取組内容>

- 県民意識調査の結果を踏まえ、年代や性別を考慮したターゲットごとに効果的な情報発信を行い、自助の取組を推進する。
- 府内各部局や関係機関等と連携し、防災カフェ事業等による啓発の充実を図る。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(3) 県民とのつながり				
「生き延びる」ことを意識した情報発信				
効果的な広報事業の検討		ターゲットを絞った広報事業の実施		
→				→

(4) 災害ボランティアの活動環境の整備・連携強化

<目指す姿>

災害時に、円滑な災害ボランティア活動が行われるよう、NPOやボランティア等の活動支援や活動調整が行える環境が整備されており、平時から顔の見える関係性が構築できています。

①災害ボランティア活動環境の整備支援

担当:健康福祉政策課

【課題】

専門的な技能等を必要としないボランティア活動に参加するボランティアについては、県内市町災害ボランティアセンターで活動支援や活動調整が行える環境が整備されている一方で、専門的な技能等を有するNPOやボランティア団体等については、円滑な災害ボランティア活動を行える環境が十分に整備できているとは言えない。

そのため、専門的な災害ボランティアの受け入れ等を調整できる体制の検討を進め、円滑な活動が行える環境を整備することが必要。

『取組目標:災害ボランティア活動が円滑に行える環境を整備する』

<取組内容>

- 専門的な技能等を持つボランティア団体等を円滑に受け入れができるよう、災害中間支援組織の設置に向けて関係者で検討を進める。
- 様々なボランティアの受け入れに係る訓練を実施する。
- 災害ボランティアセンター運営をコーディネートする人材養成を行う。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(4) 災害ボランティアの活動環境の整備・連携強化				
災害ボランティア活動環境の整備支援				
専門ボランティア団体等との連携体制検討				
	専門ボランティア団体等を含む関係団体等との平時からの連携・情報共有			
	訓練実施			
	災害ボランティアコーディネーター基本研修会の開催			

【背景】

災害時には、上下水道や電気などのライフラインが長期間途絶する可能性がある。ライフラインが途絶すると避難環境の悪化に直結するほか、様々な災害対応に影響が及ぶ。

ライフラインの耐震化などのハード整備は一朝一夕では進まないため、被災時に早期に復旧できる体制を構築する必要がある。

また、地震や風水害による道路の通行止め、河川のはん濁や土砂災害など社会インフラの被災リスクを低減する必要がある。



個別事項	項目数
(1) ライフラインの耐震化および早期復旧に向けた体制づくり	4
(2) 災害に強い県土づくり	9
計	13

(1) ライフラインの耐震化および早期復旧に向けた体制づくり

<目指す姿>

上下水道施設の耐震化が進むとともに、実効性のあるBCPが作成され、被災時に早急に復旧できる体制が構築されています。

①県企業庁管理の上水道施設の耐震化

担当:企業庁

【課題】

災害発生時において安定した給水機能の維持・確保を図るため、県企業庁管理の上水道施設について、耐震性を向上させる必要がある。

『取組目標:浄水施設の耐震化率(県企業庁管理) 36%(令和11年度)』

<取組内容>

- アセットマネジメント計画に基づき、県企業庁管理の上水道施設について、更新・耐震化を推進する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) ライフラインの耐震化および早期復旧に向けた体制づくり				
県企業庁管理の上水道施設の耐震化				
		上水道施設の耐震化(県企業庁管理)		
				→

②県の下水道施設の耐震化および市町の上下水道施設の耐震化の支援

担当:生活衛生課
下水道課

【課題】

大規模な地震によって上下水道管が被害を受け、広範囲で影響を及ぼす可能性がある。
全国的にも急所施設や重要施設の耐震化を推進し、災害に強い上下水道システムを構築することが求められていることから、国の交付金等を活用して耐震化を進める必要がある。



『取組目標:流域下水道施設のポンプ場の耐震性能確保件数 9か所

流域下水道施設の処理場の耐震性能確保件数 10棟』

<取組内容>	
●県が管理する流域下水道事業に関して、急所施設である処理場、ポンプ場、管路施設の耐震性能を確保するよう、耐震補強事業を実施する。	
●市町を対象とする上下水道施設の耐震化に関する研修会等の開催、上下水道耐震化計画の策定支援、交付金等活用に関する助言を行う。	

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) ライフラインの耐震化および早期復旧に向けた体制づくり				
県の下水道施設の耐震化および市町の上下水道施設の耐震化の支援				
	市町等の上水道施設の耐震化の実施支援・情報共有			→
	下水道施設耐震補強の推進			→
市町等の上下水道耐震化計画の策定支援				→
●	技術講習会等の開催、交付金等活用に関する助言(下水道)	●	●	●

③BCPに基づく訓練や関係団体と連携した訓練の実施

担当:防災危機管理局

生活衛生課

下水道課、企業庁

【課題】

災害時の上下水道の機能を迅速に回復し、業務を継続できる体制を整えるためには、BCPに基づいた研修や訓練を実施するとともに、関係団体との災害時応援協定の実効性を確保するため普段から訓練を行い、災害時にスムーズな支援を受け入れる体制整備が必要である。



『取組目標:関係団体と連携した訓練の実施回数(1回/年)』

<取組内容>

- 災害時に円滑な応急復旧を実現するため、BCP や災害協定に基づく研修・訓練を継続的に実施する。
- 訓練で得られた課題を反映し、災害協定の見直しを行う。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) ライフラインの耐震化および早期復旧に向けた体制づくり				
BCPに基づく訓練や関係団体と連携した訓練の実施				
各種訓練の実施（生活衛生課・下水道課・企業庁）				
●	●	●	●	●
適宜訓練実施・振り返り・協定見直し（防災危機管理局）				
●	●	●	●	●

④市町等の上下水道 BCP の策定支援

担当:生活衛生課

下水道課

【課題】

大規模地震などの事態で水道事業を継続するための BCP 策定を支援し、限られた資源を効率的に活用して優先業務の迅速な復旧・再開を目指すとともに、耐震化だけでなく減災対策も組み合わせた総合的な災害対策を推進し、下水道業務の継続計画を策定し、適宜見直し改善していくことが重要である。



『取組目標:各市町等上水道BCPの策定率 100%(令和11年度)』

<取組内容>

- BCP が未作成の市町等へ策定支援を行うとともに、策定済市町に対しては、計画の見直し・改善に関する支援、交付金等活用に関する助言を行う。
- 県内水道事業者の策定状況を市町等に共有する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(1) ライフラインの耐震化および早期復旧に向けた体制づくり				
市町等の上下水道BCPの策定支援				
		市町等の水道BCPの策定支援		→
				→
	BCPの策定・見直し支援、交付金等活用に関する助言			→
				→

(2) 災害に強い県土づくり

<目指す姿>

災害に強い道路ネットワークの構築、緊急輸送道路の橋梁耐震化、無電柱化、避難路沿道建築物の耐震化、湾岸施設の耐震化、インフラ近接森林の予防伐採、河川整備、砂防および治山事業が推進され、災害に強い滋賀が実現しています。

①災害に強い道路ネットワークの構築

担当:道路整備課

【課題】

道路インフラの被災により、医療施設や広域防災拠点等へ到達できず、救助・救援活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路を中心とした道路ネットワークの構築を着実に実施する必要がある。



『取組目標:道路整備アクションプログラムに基づく道路整備を行う(累計21km)【R5～R8】』

<取組内容>

- 平常時・災害時を問わず円滑で安全・安心な道路交通を確保するため、道路整備アクションプログラムに基づき、R5～R8 は累計21kmを整備目標に、R8 以降も継続して道路ネットワークの整備を推進する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 災害に強い県土づくり				
災害に強い道路ネットワークの構築				
		道路ネットワーク整備の推進		

②緊急輸送道路における橋梁の耐震化、無電柱化

担当:道路整備課
道路保全課

【課題】

災害時に道路インフラの被災が救助・救急活動や災害対応を妨げるため、電柱の倒壊リスクを減らし、緊急車両の通行を確保するために、電線などの埋設を含む無電柱化と災害に強い道路整備が必要である。

『取組目標:緊急輸送道路における橋梁耐震補強数 累計113か所』

<取組内容>

- 滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく橋梁の耐震対策を進める。
- 緊急輸送道路の確保に向け、関係機関と協議・調整を図り、無電柱化を推進する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 災害に強い県土づくり				
緊急輸送道路における橋梁の耐震化、無電柱化				
		橋梁耐震化事業を着実に実施		
				→
		無電柱化の推進		
				→

③避難路等の沿道建築物の耐震化

担当:建築課

【課題】

大規模地震発生により倒壊した建築物が道路を閉鎖することで、住民の避難や緊急支援物資の輸送に重大な支障をきたすおそれがある。



『取組目標:避難路沿道建築物の耐震化を推進する』

<取組内容>

- 地震発生時に広域的な避難路確保のため「滋賀県既存建築物耐震促進計画」に指定する道路における、倒壊による閉塞のおそれがある沿道建築物の耐震化を進める。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 災害に強い県土づくり				
避難路等の沿道建築物の耐震化				
		→ 広域避難路の沿道建築物耐震化を支援		

④港湾施設の耐震化

担当:流域政策局

【課題】

令和6年能登半島地震では、道路網が寸断され陸上からの人員・物資輸送が困難となる中、港湾を利用した水上輸送の有効性が改めて明らかになるとともに、港湾施設耐震化の必要性と効果が再認識されたところ。

そのため、県地域防災計画に定める広域湖上輸送を確実に行えるようにするためにには、県管理港湾施設の耐震化を着実に進める必要がある。



『取組目標:長浜港の耐震化工事を実施する』

<取組内容>

- 地震等の大規模災害時における緊急物資等の輸送を確保するため、耐震化が未対応である長浜港にて耐震岸壁(物揚場)の整備を行う。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 災害に強い県土づくり				
港湾施設の耐震化				
		長浜港耐震化工事の実施		

⑤インフラ等に近接する森林の予防伐採等の災害に強い森林づくり

担当:森林保全課

【課題】

森林資源は長期にわたる林業生産活動の低迷等により伐採されず高齢化が進行する中、近年の台風や大雨など気象災害の頻発により、倒木が道路等のライフラインを寸断するなど、県民生活に影響を及ぼす被害が発生しており、減災につながる予防伐採等の森林整備を行う必要が生じている。

『取組目標: 予防伐採等の森林整備を行う』

<取組内容>

- 道路等のライフライン沿いや公共施設の周辺など、リスクの高い森林について、市町や電力事業者、森林所有者等関係者の連携のもと、減災に資する森林整備等に取り組む。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 災害に強い県土づくり				
インフラ等に近接する森林の予防伐採等の災害に強い森林づくり				
ライフライン沿い等における減災に資する森林整備の支援				
				→

⑥河川改修等の河川整備事業

担当:流域政策局

【課題】

気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害から県民の命と暮らしを守り、安全で安心な県土基盤整備を図るため、河川整備を進める必要がある。

『取組目標:河川整備5箇年プランにおける河川整備区間を延長する』

<取組内容>

- 緊急性の高い河川の区間を「河川整備計画」や「河川整備5か年プラン」に位置付け計画的に整備を図る。
- 当面の改修が困難な天井川区間等については、堤防強化(Tランク河川対策)の推進を図る。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 災害に強い県土づくり				
河川改修等の河川整備事業				
		河川整備の実施		
		天井川区間等の堤防強化対策の実施		

⑦砂防施設や治山施設の整備

担当:森林保全課

流域政策局

【課題】

豪雨災害から林地を守り、森林の公益的機能を発揮するため、人命を最優先にしつつ、重要な施設や交通網を守る土砂災害対策施設の整備を計画的に進める必要がある。



『取組目標:土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区の対策実施率 80%』

<取組内容>

- 地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている地区や湖南・湖北地域森林計画区内の山地災害危険地区において治山事業を実施する。
- 主に砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業で各対策設備の整備を図る。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 災害に強い県土づくり				
砂防施設や治山施設の整備				
地域森林計画内の山地災害危険地区において治山事業を実施				
				→
主に砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業で各対策設備の整備				
				→

⑧農地・農業水利施設等の適切な保全管理

担当:耕地課

【課題】

気候変動等の影響により、今後、渇水等のリスクが高まると想定されるため、農業水利施設の長寿命化も含めた対策を着実に進める必要がある。また、農地や農業水利施設等が有する国土保全機能が低下しないよう、地域の主体性・協働力を活かした適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。

▼
『取組目標:農業水利施設の保全更新により用水の安定供給を確保する農地面積
加算累計36,697ha』

<取組内容>

- 農業用水の安定供給や、台風・豪雨時の出水被害の軽減のため、農業水利施設等の計画的な保全更新対策を推進するとともに、施設が有する多面的機能が滞りなく発揮されるよう適切な維持管理に対して支援する。
- 農地や末端水利施設を保全管理している地域の共同活動に対して支援するとともに都市住民など地域外の多様な主体との交流を広げることで、集落機能の維持・活性化を進め、地域の防災力を強化する。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 災害に強い県土づくり				
農地・農業水利施設等の適切な保全管理				
		農業水利施設の保全更新対策の実施		

⑨ため池の防災対策の推進

担当:農村振興課

【課題】

ため池の防災減災対策は、ハード対策に時間を使っているが、大規模災害時の人的被害の発生を抑制するため、国・市町・地域住民・施設管理者等との連携を一層推進し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策が必要である。

『取組目標:防災重点農業用ため池に係る劣化・地震・豪雨評価の実施割合 (R7年度目標 95%)』

<取組内容>

- 決壊した場合に家屋や公共施設等に被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、利用状況や地震・豪雨・老朽化に関する評価結果に基づき、施設整備や廃池を計画的に進めること。
- ため池が決壊した場合等に備え、地域住民が迅速かつ安全に避難できるよう、市町やため池管理者と連携し、ため池ハザードマップの継続的な周知と活用を推進すること。

●年次計画

R7	R8	R9	R10	R11
(2) 災害に強い県土づくり				
ため池の防災対策の推進				
		ため池整備、廃池支援		→
		ため池ハザードマップの継続的な周知		→

1 防災プランに関連する滋賀県国土強靭化地域計画に掲載されている業績指標

業績指標	現況	目標
学校防災教育アドバイザーと連携した教育研修実施学校割合	令和5年度 70.4%	令和11年度 100%
再生可能エネルギー発電設備の設備容量	令和元年度 84.9万kW	令和12年度 176.6万kW
研修および支援機関の支援を受けてBCPを策定した企業の企業数	令和5年度 32社	令和11年度 57社
地籍調査進捗率	令和5年度 13.2%	令和11年度 13.8%
各関係機関と連携した防災訓練の実施回数	令和5年度 8回	毎年度 8回
流域下水道施設の耐震性能確保件数（ポンプ場）	令和5年度 0箇所	令和11年度 9か所
流域下水道施設の耐震性能確保件数（処理場）	令和5年度 0棟	令和11年度 10棟
感震ブレーカー補助金申請件数	令和5年度 29件	毎年度 330件
土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区の対策実施率	令和5年度 75.0%	令和7年度 80%
各市町等上水道BCP策定率	令和5年度 65%	令和11年度 100%
農業水利施設の保全更新により用水の安定供給を確保する農地面積	令和5年度 32,244ha	令和7年度 36,697ha
防災重点農業用ため池に係る劣化・地震・豪雨評価の実施割合	令和5年度 88%	令和7年度 95%
避難路沿道建築物の耐震化率(県指定)	令和5年度 42.9%	令和7年度 概ね全棟の耐震化
生活や未来を支える強靭な社会インフラの整備・道路整備延長	令和5年度 累計4.8km	令和5～8年度 累計21.0km
土砂災害危険箇所整備箇所数	令和5年度 累計0箇所	令和8年度 累計19箇所
浄水施設の耐震化率（県企業庁管理）	令和5年度 15%	令和11年度 36%
上水道管路の耐震化率（県企業庁管理）	令和5年度 42%	令和11年度 49.3%
緊急輸送道路における橋梁耐震補強数	令和5年度 累計101箇所	令和11年度 累計113箇所
河川整備5か年プランにおける河川整備区間延長	令和5年度 0km	令和10年度 累計12.0km

2 用語説明

「機能別消防団員」

- ・全ての活動に従事する基本団員に対し、入団時に決めた特定の活動・役割に参加する消防団員

「緊急消防援助隊」

- ・国内で大規模災害が発生した場合に、消防庁長官の求めまたは指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施するシステム

「緊急輸送道路」

- ・災害対策に必要な物資等を迅速・確実に被災地へ輸送するための道路

「個別避難計画」

- ・災害対策基本法に基づき、市町村が作成する、高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等のための計画

「合理的配慮」

- ・女性、子ども、若者、高齢者、障害者、外国人等が、災害時に不都合を感じないよう、過度の負担にならない範囲で必要かつ適当な変更や調整（配慮）を行うこと

「災害ケースマネジメント」

- ・「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

「災害中間支援組織」

- ・NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織

「受援」

- ・被災地に対して行われる人的・物的支援を受け入れること

「地区防災計画」

- ・地区住民等が地域コミュニティの共助力向上のために、自発的に行う防災活動に関する計画

「当事者力（自助）」「地域力（共助）」「行政力（公助）」

「当事者力（自助）」

- ・県民、企業、団体、施設、ボランティア、NPO等の多様な主体が、日頃から災害を正しく理解し、災害に正しく備え、災害発生時には自ら判断し行動する力

「地域力（共助）」

- ・自治会、自主防災組織、ボランティア、NPO等が普段から顔の見える関係を築き、災害時にはしっかり連携して、災害対応を行う力

「行政力（公助）」

- ・災害発生時にも、ハード、ソフト両面の行政機能が確保されており、BCP、各種マニュアル等に基づき災害応急対策および災害時優先業務を遂行する力

「道路啓開」

- ・緊急車両等の通行のため、1車線でも通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること

「避難確保計画」

- ・要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画

「防災情報プラットフォーム」

- ・一般的な防災情報システムの機能に加えて、防災業務を支援する個別システムや、日常業務で使用するデジタルツールを総合的に活用し、「より早く」「より多くの情報」を一元的に集約・整理するシステム群

「リエゾン」

- ・被災自治体の情報収集や派遣元の団体と被災自治体間の調整などを目的に派遣される職員

「BCP」(Business Continuity Plan)

- ・災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画（行政…「業務継続計画」　企業…「事業継続計画」）
※本プランにおいては、両方の名称を兼ねて BCP と記載をする

「LGBT」

- ・レズビアン（Lesbian、女性の同性愛者）、ゲイ（Gay、男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual、両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender、身体と心の性が一致していないため身体の性に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望んだりする人の頭文字を取った総称

「UPZ」(Urgent Protective Action Planning Zone)

- ・原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（原子力施設から概ね 30km 内）